

目 次

◎会議録第1号（3月2日）議案説明

開 会	6
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	6
日程第2 教育長諸般の報告	9
開 議	11
日程第3 会議録署名議員の指名	11
日程第4 会期の決定	11
日程第5 報告第 1号 専決処分の報告について（予讃線北伊予 駅構内東西自由通路新設工事変更協定の 締結について）	12
日程第6 報告第 2号 専決処分の報告について（松前中学校解 体工事（一期工事）変更請負契約の締結 について）	13
日程第7 報告第 3号 専決処分の報告について（北公民館耐震 補強建築主体工事変更請負契約の締結に ついて）	15
日程第8 議案第 3号 松前町監査委員条例の一部を改正する条 例	15
日程第9 議案第 4号 松前町固定資産評価審査委員会条例の一 部を改正する条例	16
日程第10 議案第 5号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第11 議案第 6号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例	18
日程第12 議案第 7号 松前町営土地改良事業等の分担金等徴収 条例	19
日程第13 議案第 8号 松前町が管理する町道の構造の技術的基 準等を定める条例の一部を改正する条例	20
日程第14 議案第 9号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正 する条例	21
日程第15 議案第10号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正す る条例	22

日程第16	議案第11号	松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例……………	23
日程第17	議案第12号	松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例……………	24
日程第18	議案第13号	松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	25
日程第19	議案第14号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	26
日程第20	議案第15号	第5次松前町総合計画の策定について……………	27
日程第21	議案第16号	令和元年度松前町一般会計補正予算（第7号）……………	30
日程第22	議案第17号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………	30
日程第23	議案第18号	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	30
日程第24	議案第19号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）……………	30
日程第25	議案第20号	令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	30
日程第26	議案第21号	令和2年度松前町一般会計予算……………	33
日程第27	議案第22号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算……………	33
日程第28	議案第23号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算……………	33
日程第29	議案第24号	令和2年度松前町介護保険特別会計予算……………	33
日程第30	議案第25号	令和2年度松前町水道事業会計予算……………	33
日程第31	議案第26号	令和2年度松前町下水道事業会計予算……………	33
散 会		……………	41

◎会議録第2号（3月9日）一般質問

開 議	……………	46
日程第1	会議録署名議員の指名……………	46

日程第2	一般質問	
	10番 藤岡 緑議員	46
	2番 西村 元一議員	55
	4番 曾我部秀司議員	69
	5番 影岡 俊範議員	77
散 会		84

~~~~~

◎会議録第3号（3月18日）委員長報告

|       |                                                      |     |
|-------|------------------------------------------------------|-----|
| 開 議   |                                                      | 90  |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                           | 90  |
| 日程第2  | 議案第 3号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例                           | 90  |
| 日程第3  | 議案第 4号 松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例                    | 91  |
| 日程第4  | 議案第 5号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例          | 92  |
| 日程第5  | 議案第 6号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例            | 93  |
| 日程第6  | 議案第 7号 松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例                          | 94  |
| 日程第7  | 議案第 8号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例          | 95  |
| 日程第8  | 議案第 9号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                        | 96  |
| 日程第9  | 議案第10号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例                         | 97  |
| 日程第10 | 議案第11号 松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例        | 98  |
| 日程第11 | 議案第12号 松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例 | 99  |
| 日程第12 | 議案第13号 松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例                   | 100 |

|           |        |                                   |     |
|-----------|--------|-----------------------------------|-----|
| 日程第13     | 議案第14号 | 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………        | 101 |
| 日程第14     | 議案第15号 | 第5次松前町総合計画の策定について……………            | 102 |
| 日程第15     | 議案第16号 | 令和元年度松前町一般会計補正予算（第7号）……………        | 104 |
| 日程第16     | 議案第17号 | 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………  | 104 |
| 日程第17     | 議案第18号 | 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）…………… | 104 |
| 日程第18     | 議案第19号 | 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）……………    | 104 |
| 日程第19     | 議案第20号 | 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）…………… | 104 |
| 日程第20     | 議案第21号 | 令和2年度松前町一般会計予算……………               | 109 |
| 日程第21     | 議案第22号 | 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算……………         | 109 |
| 日程第22     | 議案第23号 | 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算……………        | 110 |
| 日程第23     | 議案第24号 | 令和2年度松前町介護保険特別会計予算……………           | 110 |
| 日程第24     | 議案第25号 | 令和2年度松前町水道事業会計予算……………             | 110 |
| 日程第25     | 議案第26号 | 令和2年度松前町下水道事業会計予算……………            | 110 |
| 日程第26     | 議案第27号 | 副町長の選任について……………                   | 121 |
| 日程第27     | 議案第28号 | 松前町教育委員会委員の任命について……………            | 122 |
| 日程第28     | 議案第29号 | 令和元年度松前町一般会計補正予算（第8号）……………        | 123 |
| 閉 議……………  |        |                                   | 125 |
| 町長挨拶…………… |        |                                   | 125 |
| 閉 会……………  |        |                                   | 125 |

3月2日（第1号）

令和2年松前町議会第1回定例会会議録

令和2年3月2日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1番 早瀬 隆 士  | 2番 西村 元 一   | 3番 渡部 恵 美  |
| 4番 曾我部 秀 司 | 5番 影岡 俊 範   | 6番 田中 周 作  |
| 7番 住田 英 次  | 8番 稲田 輝 宏   | 9番 加藤 博 徳  |
| 10番 藤岡 緑   | 11番 村井 慶太郎  | 12番 岡井 馨一郎 |
| 13番 三好 勝 利 | 14番 伊賀上 明 治 |            |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 和 田 欣 也 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 大 川 康 久 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 税 務 課 長       | 米 澤 浩 樹 |
| 福 祉 課 長       | 山 田 運   |
| 町 民 課 長       | 重 松 修 平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局 記<br>書 | 徳 本 敏 子 |

令和2年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.1

|       |              |                                             |                  |
|-------|--------------|---------------------------------------------|------------------|
|       | 令和2年3月2日(月)  | 午前9時30分                                     | 開議               |
|       | 開 会          |                                             |                  |
| 日程第1  | 町長挨拶並びに諸般の報告 |                                             |                  |
| 日程第2  | 教育長諸般の報告     |                                             |                  |
|       | 開 議          |                                             |                  |
| 日程第3  | 会議録署名議員の指名   |                                             |                  |
| 日程第4  | 会期の決定        |                                             |                  |
| 日程第5  | 報告第 1号       | 専決処分の報告について(予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事変更協定の締結について) |                  |
|       | 上程           | 報告                                          | 質疑               |
| 日程第6  | 報告第 2号       | 専決処分の報告について(松前中学校解体工事(一期工事)変更請負契約の締結について)   |                  |
|       | 上程           | 報告                                          | 質疑               |
| 日程第7  | 報告第 3号       | 専決処分の報告について(北公民館耐震補強建築主体工事変更請負契約の締結について)    |                  |
|       | 上程           | 報告                                          | 質疑               |
| 日程第8  | 議案第 3号       | 松前町監査委員条例の一部を改正する条例                         |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                      | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第9  | 議案第 4号       | 松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例                  |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                      | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第10 | 議案第 5号       | 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例        |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                      | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第11 | 議案第 6号       | 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例          |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                      | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第12 | 議案第 7号       | 松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例                        |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                      | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第13 | 議案第 8号       | 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例        |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                      | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |

|       |         |                                               |
|-------|---------|-----------------------------------------------|
| 日程第14 | 議案第 9 号 | 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                        |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（総務産業建設）                              |
| 日程第15 | 議案第10号  | 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例                         |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（総務産業建設）                              |
| 日程第16 | 議案第11号  | 松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例        |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（総務産業建設）                              |
| 日程第17 | 議案第12号  | 松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（総務産業建設）                              |
| 日程第18 | 議案第13号  | 松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（総務産業建設）                              |
| 日程第19 | 議案第14号  | 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例                         |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（総務産業建設）                              |
| 日程第20 | 議案第15号  | 第5次松前町総合計画の策定について                             |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（特別）                                  |
| 日程第21 | 議案第16号  | 令和元年度松前町一般会計補正予算（第7号）                         |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |
| 日程第22 | 議案第17号  | 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）                   |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |
| 日程第23 | 議案第18号  | 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）                  |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |
| 日程第24 | 議案第19号  | 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）                     |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |
| 日程第25 | 議案第20号  | 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）                  |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |
| 日程第26 | 議案第21号  | 令和2年度松前町一般会計予算                                |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |
| 日程第27 | 議案第22号  | 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算                          |
| 上程    | 提案理由説明  | 質疑 委員会付託（予算決算）                                |

|             |                  |                                         |
|-------------|------------------|-----------------------------------------|
| 日程第28<br>上程 | 議案第23号<br>提案理由説明 | 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算<br>質疑 委員会付託（予算決算） |
| 日程第29<br>上程 | 議案第24号<br>提案理由説明 | 令和2年度松前町介護保険特別会計予算<br>質疑 委員会付託（予算決算）    |
| 日程第30<br>上程 | 議案第25号<br>提案理由説明 | 令和2年度松前町水道事業会計予算<br>質疑 委員会付託（予算決算）      |
| 日程第31<br>上程 | 議案第26号<br>提案理由説明 | 令和2年度松前町下水道事業会計予算<br>質疑 委員会付託（予算決算）     |

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和2年松前町議会第1回定例会を開会します。

~~~~~

日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

3月に入り、町内の河川敷などでは菜の花が咲き誇り、本格的な春の訪れを感じられる季節となりました。

本日、令和2年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、令和2年度当初予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

1月11日から13日までの3日間、北海道松前町の児童10人が姉妹都市ふれあい交流事業の一環として松前町を訪れました。本町の子どもたちとの交流を深めていただくとともに、本町をはじめ愛媛県の様々な食や文化に触れていただきました。

今年は、この交流事業の体験メニューの一つとして、塩屋にある砥部焼の窯元和将窯に御協力をいただき、子どもたちに絵つけ体験をしていただきました。和将窯にはふるさと納税の返礼品にも協賛をいただいております、独特のエチュード模様をあしらった作品が寄附者の方に大変好評であります。

既にテレビ等で報じられておりますとおり、現在、砥部焼を題材にした映画が制作されており、この映画に登場する陶芸作品の主要な部分に和将窯のエチュード模様が採用されているとのことです。本町の若手陶芸家のすばらしい才能が、映画を通して全国に発信されることは大変喜ばしいことです。また、努力の継続により成功への道を切り開いていく姿は、松前町の次世代を担う人材によりよい影響を及ぼすのではないかと思います。映画は、今年の7月から全国でロードショーが始まります。是非皆様にも応援していただきたいと思っております。

それでは、令和2年第1回定例会の開会に当たり、上程しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

地域の防災・減災対策への意識を高め、自主防災力の向上を図るため、先月8日に、愛媛大学と連携のもと、「災害に強いまちづくり」をテーマとする愛媛大学公開講座を開催し、町内の防災士の皆さんをはじめ多くの町民の皆さんに参加をしていただきました。

各地で大規模災害が発生する中、今必要とされているのは、それらの情報を他人事として捉えるのではなく、自分の身の回りで起きていることとして受け入れることです。この講座では、参加した皆さんに、いつ発生するか分からない災害に備え、日頃から地域の連携を強めておくことの大切さや地域での協働の仕組みづくりについて理解を深めていただきました。災害の規模が大きくなればなるほど、公助だけでは足りない部分が多くなり、自助、共助など、まさに地域の自主防災の力が必要になります。

今後も、機会を捉えて、皆さんに防災・減災対策について学んでいただける場を提供するとともに、本町の防災・減災体制の整備、地域防災力の向上に努め、安全・安心な生活環境づくりを進めてまいります。

次に、庁舎管理について申し上げます。

健康増進法が改正され、受動喫煙を防止するため、公共施設の敷地内が全面禁煙となり、外気分断性を有する喫煙所を設ける必要が生じたことから、旧松前公園浄化槽機械室を喫煙所に改修する工事を進め、このたびその工事が完了しましたので、昨年7月から暫定的に設置していた役場庁舎東側の車庫棟の喫煙所を廃止し、先月3日から、新たに整備したこの喫煙所を役場周辺公共施設共通の新たな喫煙所として供用を開始しました。今後も、引き続きよりよい庁舎の在り方を検討し、利用しやすい庁舎管理に努めてまいります。

次に、新車両基地、貨物駅の完成について申し上げます。

JR松山駅付近連続立体交差事業に伴い、本町及び伊予市にまたがり建設が進められていた新車両基地、貨物駅と南伊予駅がこのほど完成し、先月2日に、新車両基地、貨物駅、南伊予駅及び北伊予駅自由通路の合同完成式を行いました。新車両基地、貨物駅と南伊予駅は本月14日から供用されます。松前町に隣接する場所に新たな交通や輸送拠点が誕生したことは大きな喜びであり、今後、この施設を生かした土地利用を進めていかなければならないと考えています。

また、新車両基地、貨物駅の建設とあわせて、アクセス道路や南伊予駅が整備されたことで地域住民の利便性が向上するとともに、隣接する松前町国体記念ホッケー公園の利用促進にもつながることを期待しております。

次に、産業振興について申し上げます。

松前町の特産品の一つであるはだか麦をPRするため、平成28年度から取り組んでいる芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトにおいて、松前町、株式会社あわしま堂、愛媛大学との協働により、はだか麦を使った高機能おやつ「はだかむぎゅ」の新商品が完成しました。先月26日に記者発表を行い、昨日から県内各スーパーのほか、中四国、九州の一部店舗で販売を開始しました。

今後は、松前町産はだか麦の供給体制の構築に努めるとともに、引き続き松前町のはだ

か麦のPRに努め、本町の特産品を使った産業振興を推進してまいりたいと思います。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

今年もホッケー男子日本代表サムライジャパンが、先月3日から14日までの間、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場において、2020東京オリンピックに向けた強化合宿を実施いたしました。

6日と10日には、町内の小・中学校を訪問していただき、子どもたちに東京オリンピックへの決意やホッケーの魅力を伝えていただきました。

また、11日には、ホッケー教室を開催し、子どもから大人まで多くの皆さんに参加をしていただきました。教室では、日本代表の方にスティックの持ち方やボールの打ち方など、ホッケーの基礎技術について指導をしていただいたほか、パスやシュートなどを実演していただき、参加した皆さんには間近で日本最高峰のホッケー技術を体感していただくことができました。

この日本代表との交流を機に、東京オリンピックの日本代表戦では、パブリックビューイングを開催して町全体でサムライジャパンを応援し、町民の皆さんと一緒に東京オリンピックを盛り上げたいと考えています。

次に、子育て支援について申し上げます。

令和2年4月に、妊娠・出産・子育てに関する相談にワンストップで対応できるよう、松前町子育て世代包括支援センターを開設します。町民の皆様がこのセンターを身近に感じていただき、気楽に立ち寄ってもらえる場所にしたいとの思いから愛称をつけようと公募をしたところ、「はぐはぐ」というとてもかわいらしい愛称になりました。

このセンターでは、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して個別支援プランを作成するなど、切れ目のない包括的な子育て支援を行います。引き続き、子育て環境の整備に努め、安心して子どもを生み、育て、住み続けることができるまちづくりを推進してまいります。

次に、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため中止する町のイベントについて報告します。

今朝、愛媛県でも感染者が出たとの報道があったところですが、この一、二週間が感染症拡大防止に極めて重要であるとして政府から要請があったことから、本町における必要な措置として、誠に残念ながら、今月開催を予定していた北伊予駅自由通路完成イベントと第2回中学生ホッケー交流大会まさきカップを中止することとしました。4月以降、このほかに本町で開催を予定しているイベント等につきましても、今後の動向を見きわめるとともに、感染リスクを勘案して判断したいと考えております。

皆様におかれましても、マスクの着用や多数が集まる場所への外出を控えるなど、できる限りの感染症防止策をとっていただければと思います。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件3件、条例案件12件、予算案件11件、その他議決を求めもの1件、合わせて27件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 教育長諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

本馬毅教育長。

○教育長（本馬 毅） 議長の許可をいただきましたので、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、今回の新型コロナウイルス感染症対策について、国や県教育委員会の方針を受け、感染拡大の防止や児童・生徒の健康、安全を第一に考え、2つのことを申し上げます。

1つ目は、幼稚園の卒園式、小・中学校の卒業式については、参加人数の調整や内容の簡素化を行い、時間短縮に努めて実施します。

2つ目は、令和2年3月4日から同年3月25日まで、伊予市、砥部町と足並みをそろえ、町内全ての小・中学校を臨時休校とします。保護者、関係者の皆様には御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告に入ります。

現在、教育委員会には、教育長や教育委員の資質、能力の向上が強く求められています。そのため、AI社会を生きる子どもたちをどう育てるか、統合型校務支援システム、いじめ防止対策の要点などについて研修し、情報化時代における課題やいじめ問題についての知見を深め、教育長や教育委員の資質、能力の向上に努めました。

また、教育委員会の点検・評価では、松前町教育基本方針の重点目標に掲げる全ての努力事項の成果と課題を明確にし、教育行政の改善に努めました。

初めに、学校教育について、令和元年度の町内の園児、児童・生徒数及び主な取組と来年度の主な取組を申し上げます。

まず、園児、児童・生徒数については、昨年度に比べ、幼稚園2園で35名減の116名、小学校3校で28名増の1,736名、中学校3校で3名減の780名で、全体的には昨年度よりやや減少しています。

次に、令和元年度の主な取組について、幼稚園においては、他市での交通事故や殺傷事件を受け、園外活動の安全を確保するため、園外マップの作成や園外活動の見守り人員の

増員を行いました。

小・中学校においては、令和2年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されることにより、英語が教科化され、授業時数が増加するため、外国語指導助手を2名から3名に増員し、英語の授業の充実を図ったほか、学力の定着と向上のため、各学校において全教職員一丸となって日々授業改善に努めました。

文部科学省が実施した令和元年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに各教科の平均が全国、県と同水準または上回る結果となるなど、高い学力水準を維持しています。初めて実施された中学校英語についても、全国平均を上回る良好な結果でした。

また、特別支援教育については、松前町特別支援連携協議会を中心に、保健・福祉・医療・教育分野の連携強化と特別支援教育の推進、充実に努めました。多様化する教育的ニーズに対応するため、松前町教育支援委員会や巡回相談を通して、子どもや保護者に対して具体的な支援方法を助言いたしました。支援の必要な子どもに対しては23名の生活支援員を配置し、円滑な学校生活ができるように努めました。

研究指定では、文部科学省から委託を受けた学校現場における業務改善加速事業において、大学教授などの専門家による指導、助言を受け、教職員の働き方の意識改革、長時間勤務の改善、学校閉庁日の拡大などに努めました。これらの取組については、広報まさき9月号で保護者や地域の皆様にお知らせし、御理解と御協力をいただくよう努めました。今年度の成果と課題については、町のホームページに掲載しますので御覧ください。

また、このほかにも研究指定を受け、教員の研修や教育の充実を図っており、岡田小学校では防災・河川環境教育、松前小学校と北伊予中学校では新学習指導要領の目玉の一つである主体的・対話的で深い学びに関する授業の研究、松前中学校では中学校武道（柔道）教育などに取り組み、いずれも充実した研究成果を上げ、参観者から高い評価を受けました。

このほか、各中学校において、生徒に正しい職業観、勤労観を身につけてもらうため、町内外の企業、事業所などの延べ110社の協力を得て、職場体験学習を5日間実施しました。

学校の施設整備については、児童・生徒の生命、健康を守り、快適な環境で学習できるよう、全教室へのエアコンを設置し、7月から稼働を開始しました。また、岡田中学校教室扉改修工事を実施し、老朽化していた教室の扉や窓の改修を行いました。

このほか、松前中学校の改築については、本格的に工事に着手し、プレハブ校舎の建設と南校舎の解体工事を行いました。

次に、来年度の主な取組を申し上げます。

幼稚園においては、子育て支援・待機児童解消のために、令和2年度中に一時預かり事業を実施したいと考えています。

各小・中学校においては、学校現場の業務改善のため、この2年間の成果と課題を踏まえ、教員が明るく子どもと向き合う時間を確保できるよう、引き続き取り組んでまいります。

中学校においては、ICT環境の整備を図るため、中学校の教育用パソコンとタブレット端末の更新を予定しています。

また、新たに、国のGIGAスクール構想により、令和2年度から令和5年度にかけて、校内通信ネットワークの整備や児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を進めていきます。

このほか、教員の研修や教育の充実を図るため、県教育委員会指定による松前小学校で幼小連携教育の研究、文部科学省指定で岡田小学校を拠点校とした学校総合防災力強化推進事業に取り組めます。

最後に、学校の施設整備については、児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう、北伊予小学校のトイレ改修工事や、水銀灯の生産中止に対処するため、小・中学校の体育館や武道場の照明器具の取替え工事を行います。

また、松前中学校改築工事は、南校舎の建設や旧北校舎の解体を行い、令和3年度の完成を目指します。

次に、社会教育について、令和元年度の主な取組と来年度の主な取組を申し上げます。

まず、令和元年度の主な取組として、生涯学習については、北公民館の耐震補強工事及び改修工事が今年3月の完成に向け順調に進んでいます。

また、文化財については、出作遺跡の出土品を昨年度から庁舎ロビーに展示しており、関心を持って御覧いただいております。

松前総合文化センターについては、広域学習ホールに明るさが9,000ルーメンの性能を有するプロジェクターを設置し、研修会や講演などに幅広く活用できるよう、施設設備の充実を図りました。

また、ふるさとライブラリー内に遮音性のある壁を使っておはなしの部屋を設置し、保護者の方が音や声を気にせず、子どもに安心して読み聞かせができるようになり、多くの方に喜んでいただいております。

人権教育については、各種研修会への参加や明るい人権のまちづくり大会、各分館でのふれあい人権プラザを実施し、町民の人権意識の高揚に努めました。

社会体育については、生きがいづくりや健康づくりを進めるため、各世代が参加できるふれあい健康マラソン大会、スポーツ少年団交歓会やスポーツ協会との連携による各種スポーツ大会を開催しました。

ホッケーのまちづくりについては、昨年に引き続き基盤づくりとして、町内小学校、放課後子ども教室、放課後児童クラブでホッケー体験を実施しました。また、ホッケーの楽

しさを体験した子どもが増えたのを機にホッケーイベントを開催し、競技人口拡充や競技力向上に取り組みました。ホッケー場の大会、合宿、練習などの利用件数は延べ327件、利用者数は延べ1万608人で、積極的な活用ができています。

次に、来年度の主な取組を申し上げます。

4月22日にオリンピック聖火リレーを思い通りで実施します。是非多くの町民の皆様に御覧いただきたいと思っております。

また、生涯学習、人権教育、社会体育の各事業につきましては、本年度参加者からいただいたアンケート調査をもとに、参加者のニーズや改善点を明確にし、各事業の募集方法に工夫をすることで、子どもから高齢者の方まで全ての町民の皆様に満足していただけるよう、事業の充実を図ってまいります。

最後に、松前総合文化センターについて、施設設備の充実のため、カーボンマネジメント事業を実施し、館内照明をLEDに改修するとともに、利用する方の利便性向上のため、施設の管理、運営について管理者との連絡を密にし、多くの方が気持ちよく利用できるよう指導監督を行ってまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 教育長諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第4 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月21日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月18日までの17日間と決定しました。これに異議ございません。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定しました。

~~~~~

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（予讃線北伊予駅構内東西自由通路

新設工事変更協定の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事変更協定の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号専決処分について報告いたします。

予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事について、契約金額を減額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第1号として3ページのとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、横山まちづくり課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 報告第1号について補足して御説明いたします。

報告議案書の1ページをお開きください。

専決第1号予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事変更協定の締結について、令和2年1月31日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

本協定は、令和元年10月8日、議会の承認をいただき変更協定を締結したもので、鉄道敷地内及び鉄道敷に近接した場所で自由通路新設工事を行うため、事業主体である松前町が鉄道事業者である四国旅客鉄道株式会社に工事発注の業務を委託して、建設工事を進めてきました。JR施工の一連の工事が完成したことにより工事の精算を行ったところ、入札減少金が生じ、協定額の減額を行うものです。契約は、令和2年1月31日で締結しています。

3ページをお開きください。

工事名、予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事、契約方法、変更契約、協定金額、変更前2億6,146万4,000円、変更後2億6,062万5,380円、協定の相手方、香川県高松市浜ノ町8番33号、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長半井真司。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（松前中学校解体工事（一期工事）

### 変更請負契約の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第6、報告第2号専決処分の報告について（松前中学校解体工事（一期工事）変更請負契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第2号専決処分について報告いたします。

松前中学校解体工事（一期工事）について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第2号として7ページのとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第2号専決処分について補足説明いたします。

参考資料の方で説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きください。

今回の変更契約は、当初契約の金額から416万9,000円を増額し、変更後9,143万2,000円としたものです。

変更内容について御説明いたします。

参考資料の2ページ、3ページを御覧ください。

2ページは、今回改定する煙突の配置図で、3ページはその現況写真になります。この煙突は、2階あたり廊下に設置されているもので、50年近く使用されていないものと思われます。この煙突内部に堆積物があり、調査を行ったところ、ダイオキシンが検出され、その処分費が必要となり、増額を行ったものです。

参考資料の4ページを御覧ください。

今回の変更では、この処分費の増額のほかに、斜線で示している南校舎の解体終了後に土砂を埋め戻して整地し、次の工事の着手まで管理する予定でありましたが、解体工事の進捗が遅れており、解体終了後、直ちに校舎改築工事の掘削が必要となるため、埋め戻しを中止し、その埋め戻し費用の減額を行いました。

また、黒塗りしているところの倉庫についても、今回の解体工事に合わせ解体する予定でしたが、生徒の安全面を考慮し、北校舎を解体する際に解体することとしたため、この解体費用について、あわせて減額を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（北公民館耐震補強建築主体工事変更請負契約の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第7、報告第3号専決処分の報告について（北公民館耐震補強建築主体工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第3号専決処分について報告いたします。

北公民館耐震補強建築主体工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第3号として11ページのとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第3号専決処分について補足説明いたします。

同じく議案書の11ページを御覧ください。

今回の変更契約は、昨年10月に施行された消費税率の変更に伴い、消費税の増税分を当初の契約金額から184万円増額し、変更後1億120万円としたものです。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

**日程第8 議案第3号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第3号松前町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第3号について提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第3号について補足して説明をいたします。

議案書の13ページをお願いします。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、松前町監査委員条例の関係する一部を新旧対照表のとおり改正するものです。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第4号松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第4号について補足して説明をいたします。

議案書の15ページをお願いします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことに伴い、松前町固定資産評価審査委員会条例の関係する一部を新旧対照表のとおり改正するものです。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第10 議案第5号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第5号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第5号について提案理由を申し上げます。

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に誤りがあったため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第5号について補足して説明をいたします。

議案書は17ページから19ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の5ページをお開きください。

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のうち、第3条と第9条にお

いて、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の日額または時間額について、計算方法の誤りがあったため、改正するものです。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第5号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第6号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第6号について提案理由を申し上げます。

岡田小学校放課後児童クラブの施設整備に伴い、その位置を変更するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第6号について補足して説明いたします。
議案書21ページをお開きください。

この条例は、現在整備を進めている岡田小学校放課後児童クラブの完成時期に合わせ、児童クラブの位置を西高柳117番1、同156番地から西高柳156番地3に改正するものです。

なお、この条例は令和2年6月1日から施行します。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第12、議案第7号松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第7号について提案理由を申し上げます。

町が施行する土地改良事業に相当する事業に係る地元の負担について明確化し、及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 松岡産業建設部長。

○産業建設部長(松岡謙三) 議案第7号について補足して説明をいたします。

議案書は23ページですが、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の7ページを御覧ください。

改正の趣旨にありますとおり、現行の松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例は、昭和32年に公布してから部分的な改正を行っておりましたが、変動する社会情勢にそぐわなくなった面もあることから、当該条例の全部を改正するものです。

改正の主なものは、従来の受益者負担金に加え、土地改良区等からの要望があった土地改良事業に相当する事業についても、土地改良区等から分担金を賦課徴収することを規定するとともに、分担金等の額は現行と同じく、事業費の額から国等からの補助金を差し引いた額の10分の4とし、新たに端数計算の規定を整理いたしました。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第8号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第8号松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第8号について提案理由を申し上げます。

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 松岡産業建設部長。

○産業建設部長(松岡謙三) 議案第8号について補足して説明をいたします。

参考資料の9ページを御覧ください。

改正の趣旨にありますとおり、近年では道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯の設置が進んでいることから、自転車通行空間の確保を推進するために、当該条例の一部を改正するものです。

改正のポイントとして、自動車や自転車、または歩行者の通行量が多い道路については、安全かつ円滑な通行を確保するため、自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車通行帯を設置することとし、また自転車の速度が高い道路については自転車道を整備することといたしました。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第9号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第14、議案第9号松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第9号について提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道に係る占用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(加藤博徳) 松岡産業建設部長。

○産業建設部長(松岡謙三) 議案第9号について補足して説明をいたします。

議案書の33ページを御覧ください。

条例改正の概要のとおり、今回の改正の主なものは、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや土地に対する賃料の水準の変動に踏まえ、道路法施行令の一部を改正する政令において、指定区間の国道に係る道路占用料の額が引き上げられたため、引き上げ後の政令に合わせるよう、当該条例の一部を改正するものです。

33ページから39ページを御覧ください。

改正の主な内容として、第2条の松前町道路占用料金表を改正するもので、右が現行の料金表で、左が改正する料金表となっております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第10号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(上程、
提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第10号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第10号について提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに町営住宅及び改良住宅の入居条件を緩和するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(加藤博徳) 松岡産業建設部長。

○産業建設部長(松岡謙三) 議案第10号について補足して説明をいたします。

参考資料の11ページを御覧ください。

改正の概要のとおり、今回の改正の主なものは、民法等の改正や国土交通省からの技術的な助言により当該条例の一部を改正するものです。

民法の一部を改正する法律による改正の主なものは、敷金の定義に関する条項が新設されたことから第18条を改正しており、その他の法令で規定された入居者資格を有する者については、公募を行わず、入居できるように改正いたしました。

また、国土交通省の技術的な助言に基づいて、連帯保証人の確保を2人から1人に緩和いたしました。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第11号 松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第11号松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第11号について提案理由を申し上げます。

松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 議案第11号について補足して説明をいたします。

参考資料の13ページを御覧ください。

条例改正の概要のとおり、今回の改正は、総務省から公営企業会計の計画的な経営基盤の強化等をよりの確に行うため、人口3万人以上の市区町村の公共下水道事業に地方公営企業法を適用するよう要請があったことに伴い、令和2年度から下水道事業について公営企業法を適用することとし、必要な条例の改正を行うものです。

主な改正内容として、松前町水道事業の設置等に関する条例では、法の規定の全部を適用するため、同条例に下水道事業の設置、法の全部適用等の規定を追加するとともに、文言の統一化と必要な字句を訂正し、改正するものです。

また、松前町職員定数条例においては、法の適用により下水道事業の事務部局が町長部局から地方公営事業部局へ移行することと、文言の統一化と必要な字句を訂正するために条例の一部を改正するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第11号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第17 議案第12号 松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用
することに伴う関係条例の整理に関する条例（上程、提
案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（加藤博徳） 日程第17、議案第12号松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第12号について提案理由を申し上げます。

松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 議案第12号について補足して説明をいたします。

参考資料の15ページを御覧ください。

条例改正の概要のとおり、同条例は松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部が適用され、下水道事業の権限が町長から下水道事業の管理者となることから、現行の松前町公共下水道事業特別会計条例を廃止し新たに策定することにより、関係する条例の整理を行うものです。

主な改正内容として、(2)第2条関係の松前町情報公開条例の一部改正から(7)第7条関係の松前町事務分掌条例の一部を改正することにより、関係する条例の該当する箇所を整理し、文言の使い方等を統一するとともに、必要な字句を訂正するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第12号を所管の総務産業建設常任委員会に付託することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

10時45分まで休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

**日程第18 議案第13号 松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（加藤博徳） 日程第18、議案第13号松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第13号について提案理由を申し上げます。

水道事業及び下水道事業の業務に関する負担付きの寄附の受領等及び町が支払うべき損害賠償の額の決定に係る議会の議決を要する範囲の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 議案第13号について補足して説明をいたします。

参考資料の17ページを御覧ください。

主な改正内容は、議決を要する水道事業及び下水道事業の業務に関する負担付きの寄附や贈与の受領で、その金額またはその目的物の価格3万円を、県内の他市町の状況を勘案し200万円に改正するとともに、町が支払うべき損害の賠償額2万円を、町長の専決処分事項の指定についてを参考に100万円に改正するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託いたしました。

~~~~~

日程第19 議案第14号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第19、議案第14号松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第14号について提案理由を申し上げます。

水道法の一部を改正する法律により給水装置工事事業者の指定に係る更新制度が導入されたことに伴い、更新手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 議案第14号について補足して説明をいたします。

参考資料の19ページを御覧ください。

主な改正内容は、水道法の一部を改正する法律により、給水装置工事事業者の指定に係る更新制度が導入されたことから、更新手数料の額を指定手数料と同額の1万円に定めるほか、文言の使い方等を統一化するとともに、必要な字句を訂正するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第20 議案第15号 第5次松前町総合計画の策定について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(特別))

○議長(加藤博徳) 日程第20、議案第15号第5次松前町総合計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第15号について提案理由を申し上げます。

松前町総合計画条例第3条の規定に基づき第5次松前町総合計画を策定するため、松前町議会基本条例第17条第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、大川総務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 大川総務課長。

○総務課長(大川康久) それでは、議案第15号について補足して説明いたします。

議案書別冊の第5次松前町総合計画を御用意ください。冊子になっております。

まず、2ページをお開きください。

計画策定の目的ですが、第4次松前町総合計画が平成31年度、令和元年度をもって計画期間が終了することから、第4次の計画期間の10年間で変化した社会経済環境や多様化する地域の課題に対応し、次世代に誇りを持って松前町を引き継ぐための新たなまちづくりの指針として今回策定するものです。

4ページをお開きください。

総合計画は、町の最上位計画の位置づけとして策定するもので、令和2年度から11年度までの10年間の計画期間とします。総合計画では、基本構想、基本計画を示し、各部局において実施計画を別途作成することとなります。

なお、基本計画については5年ごとに見直しをすることとしています。

続いて、28ページをお開きください。

本計画では、令和11年度に目指すべき町の将来像を、「生きる喜びあふれるまち まさ

き」とし、その将来像を実現するために、いきいき、心も体も元気いっぱい、きらきら  
まちも人もおしゃれに輝く、わいわい 町民みんなが主役という3つの基本目標を定めて  
います。

その基本目標の達成に向け、分野ごとの施策項目として、1、安全・安心な生活環境づ  
くり、2、笑顔で暮らせる健康づくり、3、豊かな心を育む人づくり、4、活力あふれる  
にぎわいづくり、5、快適で暮らしやすい基盤づくりの5つの基本施策を定め、令和11年  
度までの行政活動の基本計画とし、まちづくりを進めていきます。

基本計画の内容については40ページ以降に記載してありますので、後ほど御確認ください。  
い。

それでは続いて、37ページをお開きください。

2015年に持続可能な社会構築に向けた開発を世界レベルで取り組むための共通目標とし  
てSDGsが国連で合意されて以降、自治体におけるまちづくりにおいてもその目標の達  
成に向けて取り組むことが求められています。そのため、本計画では、基本計画で取組  
施策がSDGsが掲げる17の目標のどの項目に該当するのか分かるよう、基本計画の項目ご  
とに関連する目標のメッセージアイコンを掲示し、その概念を考慮して各施策を推進する  
こととしています。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） この第5次計画の製本というんはいつ頃できて、いつ頃も  
らえるんですかね。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） この議決が終わりまして、今議会が終わりました後、製本とい  
いますか、この計画としてはこれが計画書となります。これ以外に概要版というのを住民  
向けに作製しまして、それをお配りするようしております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 第4次みたいに製本ちゅうのは別にないんですか。

○議長（加藤博徳） きちっとした製本にはいつなるんですかということやろうと思う。  
休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 総合計画の製本につきましては、本議会で議決を受けた後、製本の発注をいたします。いつ頃お手元についてというのは、その時期はすぐには分かりませんが、急いで製本をして配布したいというふうに考えております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） これ3回目ですけれど、今課長が言われました町民の方へという話でお聞きしたんですけど、全部で何冊ぐらい刷るような計画なんですかね。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 計画の本文の方は200部を予定しております。ダイジェスト版は、予備も含めまして、数は今手元に資料がないんですけども、全世帯にわたる以上、プラスチック印刷するようにしております。

○議長（加藤博徳） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、議長を除く13人の委員で構成する第5次松前町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案につきましては、議長を除く13人の委員で構成する第5次松前町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

今から委員の名簿を配付いたします。しばらくお待ちください。

お手元に届きましたでしょうか。

お諮りします。

ただいま設置しました第5次松前町総合計画審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、第5次松前町総合計画審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第9条の規定によって、休憩中に第5次松前町総合計画審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

しばらくの間休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

報告します。

休憩中に第5次松前町総合計画審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選していただきましたので、その結果を事務局長に報告させます。

塩梅事務局長。

○議会事務局長（塩梅 淳） それでは、第5次松前町総合計画審査特別委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

委員長、12番岡井馨一郎議員、副委員長、10番藤岡緑議員。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 以上、報告を終わります。

~~~~~

日程第21 議案第16号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第7号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第22 議案第17号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第23 議案第18号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第24 議案第19号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第25 議案第20号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第21、議案第16号令和元年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第22、議案第17号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第23、議案第18号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第24、議案第19号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第25、議案第20号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第16号から議案第20号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書3ページをお開きください。

議案第16号令和元年度松前町一般会計補正予算第7号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億8,089万円を追加し、総額を118億2,023万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について、参考資料により御説明いたします。

参考資料の21ページをお開きください。

人と文化が輝く松前町を目指して、学校教育の充実のため、高速無線LAN等のICT環境整備を行うほか、小・中学校の体育館及び武道場の天井照明の落下防止工事や北伊予小学校の校舎及び体育館のトイレ改修工事を行います。

豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農業生産基盤の整備充実のため、ため池が決壊した場合の浸水想定区域を作成し、災害時の状況を把握することにより、地域住民との防災意識の共有や防災・減災対策に活用します。

なお、3月補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が2億8,569万5,000円の増、一般財源が9,519万5,000円の増となっております。

補正予算の議案書33ページをお開きください。

議案第17号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ232万4,000円を追加し、総額を34億7,326万8,000円とするものです。

補正予算の議案書45ページをお開きください。

議案第18号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ591万2,000円を追加し、総額を4億5,668万9,000円とするものです。

補正予算の議案書57ページをお開きください。

議案第19号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ2,861万円を追加し、総額を28億9,735万4,000円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、総額を1,013万3,000円とするものです。

補正予算の議案書83ページをお開きください。

議案第20号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ2,692万9,000円を減額し、総額を8億3,497万6,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第16号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第17号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第18号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第19号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第20号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第26 議案第21号 令和2年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第27 議案第22号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第28 議案第23号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第29 議案第24号 令和2年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第30 議案第25号 令和2年度松前町水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第31 議案第26号 令和2年度松前町下水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第26、議案第21号令和2年度松前町一般会計予算、日程第27、議案第22号令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第28、議案第23号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第24号令和2年度松前町介護保険特別会計予算、日程第30、議案第25号令和2年度松前町水道事業会計予算及び日程第31、議案第26号令和2年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第21号から議案第26号までについて一括して提案理由を申し上げます。

議案第21号から議案第24号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第25号及び議案第26号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

当初予算書の3ページをお開きください。

議案第21号令和2年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ111億2,878万4,000円と定めるものです。

参考資料の35ページをお開きください。

日本経済は、国の経済対策により景気は緩やかに回復しており、先行きについても雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドに留意する必要性があり、依然として不透明な状況が続くことが懸念されます。

このような状況のもと、町といたしましては、住民の要請に応え、基礎自治体としての役割を適切に果たしていくため、既存事業の廃止を含めた徹底した行財政改革に取り組むとともに、財政体質の健全性の確保に留意しつつ地方分権を推進し、地方公共団体の創造性と自立性を高め、活力ある地方をつくるための施策の展開が可能となるように財源の充実確保を図ってまいります。

令和2年度の歳入の見通しにつきましては、主要をなす税収において町民法人税が税率改正に伴い減収となるものの、家屋の新築や償却資産の増により固定資産税の増収が見込まれ、町税全体では約1億1,000万円の増収が見込まれます。

一方、歳出の見通しにつきましては、扶助費などの義務的経費の増大のほか、松前中学校の改築工事や一部事務組合の施設改修に伴う負担金の増額など投資的経費が財政を圧迫し、予算総額が増加する厳しい状況となっています。

こうした財源不足に対応するため、歳入については、大規模地震災害対策基金や財政調整基金から繰入れを行うとともに、可能な限り地方債を充当することにより財源を確保し、予算編成を行いました。なお、補正予算以降の財源については、確保が厳しい状況が予想されます。

一方、歳出については、前年度に増して創意工夫による既存の経常的経費等の節減に努めるとともに、選択と集中により限られた財源を真に必要な事業に配分したところです。

配分に当たっては、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、私が2期目の町政を担当させていただくことになった際にお約束をしました、5つのまちづくりを更に発展・深化させた5つの基本政策を実行し、「生きる喜びあふれるまち まさき」の実現を目指すための事業に重点配分を行いました。

以下、主要事業につきまして、新たな5つの基本政策と関連させながら説明いたします。

第1点目は、「安全・安心な生活環境づくり」です。

まず、消防・防災の充実のため、消防の充実のため、第9分団消防詰所を建設し、消防

団活動の拠点整備を進めるほか、小型動力ポンプやホースなどの更新を行い、消防団設備の充実強化を図ります。

次に、防災・減災の促進のため、松前町地域強靱化計画の策定や新たな浸水ハザードマップの作成、愛媛県及び県内市町と連携して実施する防災関係システムの高度化などを行います。

また、備蓄品整備の計画に基づいて、引き続き災害時の備蓄品の整備を行うほか、指定福祉避難所における設備整備の強化を図るため、福祉避難所で必要となる備品等を配備し、開設訓練等を行うことにより災害に対する体制を整えます。

次に、防犯・交通安全の充実のため、運転免許証自主返納を行った高齢者に対して公共交通の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

また、循環型社会形成の推進のため、収集、運搬、処理を適正に実施しながら、指定ごみ袋の利用や分別を一層徹底することでごみの減量化を促進し、リサイクルの推進による資源の再利用を図ります。

伊予地区清掃センターの負担金については、運営に係る費用のほかに、老朽化した設備の更新に必要な費用を負担します。

次に、コミュニティの育成のため、各地域の集会所、公園などの整備に対して助成を行い、便利で快適に過ごせるまちづくりを進めるほか、今後、増加が見込まれる空家の発生を抑制し、地域コミュニティの活性化を図るため、空家の活用を促進することに対して助成を行います。

第2点目は、「笑顔で暮らせる健康づくり」です。

まず、地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会へ運営補助を行い、連携、協力することで地域福祉の増進を図ります。

総合福祉施設である福祉センターについては、福祉事業における連携や事務の効率化を図るため、社会福祉協議会を指定管理者として運営を委託します。また、福祉センターの省エネルギー化を推進するため、改修工事を実施します。

次に、高齢者支援の充実のため、第7期介護保険事業計画に基づく施設整備を行うに当たり、開設を希望する事業所に対して補助を行います。

また、2022年に開催予定の第35回全国健康福祉祭愛媛大会、いわゆるねんりんピックに向けた準備を行います。

このほか、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の負担金を負担するとともに、在宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、適切な施設への入所措置を実施します。

次に、障がい者支援の拡充のため、障がい者や障がい児のためのサービスの目標や見込みを定めた第5期松前町障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の期間が令和2年度

末をもって終了することから、これまでの取組や実績を評価、検証し、第6期松前町障がい福祉計画及び第2期松前町障がい児福祉計画を策定します。

また、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう自立支援給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の一部を助成します。

次に、子育て支援の充実のため、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談や支援プランの策定、子育てに関する必要な情報の提供を行い、切れ目のない包括的な子育て支援を実施します。

また、ファミリー・サポート・センター事業について、サポートを行うサポート会員に対する援助報酬を引き上げるとともに、サポートを受ける低所得世帯の方に対しては、援助報酬の一部を補助する制度を創設して負担の軽減を図り、子育て世帯が制度を利用しやすい環境を整えます。

このほか、子ども・子育て支援制度に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて幼・保無償化のための必要な給付を行うとともに、病児保育、一時預かりなどの各種サービスを実施します。

また、施設型給付を受けない私立幼稚園を利用する世帯だけは、子どもの副食費が公費で負担されないことから、施設型給付を受けない私立幼稚園を利用する世帯のうち低所得世帯については、副食費相当分を公費で負担します。

子ども医療費助成は、引き続き義務教育修了までの医療費を無料とし、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを推進していきます。

放課後児童クラブの整備については、松前小学校放課後児童クラブの設計と旧岡田小学校放課後児童クラブの解体を行います。

次に、健康づくりの推進のため、町民の健康づくりへの意欲を高めるきっかけとして健康づくりフォーラムを開催するとともに、壮年期・中年期健康アドバイザー事業を実施し、健診の受診や運動習慣の定着を促します。

また、集団健診を実施し、がん、心臓病、脳卒中などの疾患の早期発見、重症化の予防を図るとともに、医療の必要な方に対して栄養や運動に関する保健指導や健康管理の知識の普及を行うほか、健康な状態を長く保つためには口腔ケアが重要であることを若い世代に啓発し、若いうちから歯周病予防に対する意識を高めるため、これまで40歳から75歳を対象にしていた歯科健診について、受診年齢を20歳から75歳に拡大して健診を実施し、健診の周知方法についても、今回拡大する若い世代に届きやすいよう、広報紙やホームページだけでなく、町のフェイスブック等を活用することとしています。

一方、こうした健康づくり事業に参加した方や健診の受診者に対して、参加回数や受診回数に応じて景品と交換できる仕組みをつくり、参加率や受診率の向上にも努めます。

妊婦・乳幼児健康診査については、妊婦や乳幼児の健康診査を行い、疾病の早期発見に努め、結果に応じた指導や助言を行います。

また、予防接種法に基づき、各種接種を実施して、疾病の発生及び蔓延を予防することにより、公衆衛生の向上や医療費の抑制に努めます。

次に、社会保障の充実のため、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出し、特別会計の財政基盤の安定を図ります。

第3点目は、「豊かな心を育む人づくり」です。

まず、学校教育の充実を図るため、教職員の事務負担の軽減や情報共有の効率化を図ることを目的として、出退勤機能やスケジュール機能等を持った学校用グループウェアを導入します。

また、岡田小学校を拠点校として、地域住民と連携しながら、学校における防災教育を実施します。

このほか、老朽化、耐震化への対応が必要となっている松前中学校については、改築工事を行います。

次に、生涯学習の推進のため、拠点となる文化センターについて、引き続き指定管理による運営を行うとともに、省エネルギー化を推進するための改修工事を実施します。

次に、スポーツの振興においては、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、大会や合宿等の誘致活動を積極的に行うとともに、初心者から経験者までホッケーに親しんでもらうためのホッケー教室や中学生の交流大会を開催します。

また、町全体で東京オリンピックを盛り上げ、ホッケーのまちづくりの機運を高めるため、男子ホッケー日本代表の試合のパブリックビューイングを実施します。

第4点目は、「活力あふれるにぎわいづくり」です。

まず、農水産業の振興を図るため、農業用の用水施設などの日常管理や集落が行う清掃活動、水路の補修などに対する支援を行います。

また、はだか麦プロジェクトでは、松前町の特産品であるはだか麦を活用したおやつや御飯の認定活動によるはだか麦との接点を拡大する取組を継続して行うほか、高機能おやつ「はだかむぎゅ」の販売促進のためのPRを行います。

次に、商工業の振興のため、松前町の産業を支える事業者や関係団体が一堂に会し、物産品や生産品の販売などを通じて町内外にPRを行うための産業まつりを実施します。

次に、観光・交流機能の創出のため、松前町の活性化と町民の活力増進を図るための夏祭りの運営を支援するとともに、松前町の伝統行事であるはんざり競漕について、町内のみならず広く町外にもPRします。

また、エミフルMASAKIを訪れる方の滞在時間の延長を促し、地域経済への貢献や地域振興を図るため、レンタサイクル事業を引き続き実施します。

このほか、地域活性化を図るための新たな取組として、地域おこし協力隊の導入を目指し、首都圏等で開催される募集説明会等に参加し、地域おこし協力隊の募集を行います。

次に、雇用・就労環境の整備のため、条例に基づき、東レに対して工場等設置奨励金を交付します。

第5点目は、「快適で暮らしやすい基盤づくり」です。

まず、上下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出するとともに、下水道事業とのバランスを考慮して、住民の負担を軽減するため、下水道事業計画区域外での浄化槽の設置に対して補助を行います。

また、筒井地区の円滑な排水機能を確保し、浸水被害の軽減を図るための雨水対策工事を行います。

次に、市街地の整備では、松前駅前の広場の整備方針などを検討し、基本計画を策定します。

また、地域の住環境の改善や地区住民の不安を解消し、災害時の倒壊による被害を防止するとともに、自主的な除却への誘導を図るため、指定区域にある老朽建物除却事業を推進します。

次に、住宅施策の推進のため、既存の木造住宅の耐震化を促進します。町が松前町建築協議会に委託して無償の耐震診断や耐震設計を実施するとともに、所有者自らが実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び工事監理については、その費用を助成します。

また、空家等対策協議会において、空家に対する施策の検討、特定空き家の認定を行います。

町営・改良住宅の管理では、公営住宅等の活用手法及び長寿命化のための事業、取組について検討し、長寿命化計画を策定します。

また、老朽化した神子舞住宅の屋上防水の改修を行い、居住環境の改善を図ります。

次に、道路・交通網の充実のため、町内を巡回しているコミュニティバスの運行に対して支援を行います。

町内の道路については、道路環境を改善し交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道について計画的に維持管理を行うとともに、安全かつ快適に利用できるよう整備・改良工事を行います。

また、今後発生が予想されている南海トラフ地震等の大災害に備え、避難路、緊急輸送路を整備し、安全で安心なまちづくりを推進するため、幹線町道の整備を推進します。

次に、協働のまちづくりを推進するため、町政懇談会を引き続き実施し、より町政への理解を深めていただくとともに、町民の皆さんの幅広い意見を町政の各種政策に反映させます。

また、町の基本政策や自然、歴史、文化等の地域資源、地場産業等の情報を町内外に広

く分かりやすく提供することを目的に、第5次松前町総合計画を基本とする松前町勢要覧2020を作成します。

なお、ゼロ予算事業として、土地利用庁内検討委員会を設置し、土地利用の在り方について検討を進めます。

以上が令和2年度一般会計予算案の主要事業です。

前年度と比較いたしますと、参考資料の36ページの表にありますように、4億7,474万9,000円、4.5%の増となっております。

次に、充当した財源ですが、一般財源としましては、その根幹をなす町税が43億8,544万3,000円、地方交付税が13億7,000万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから19億2,743万5,000円を計上しております。

一方、国・県支出金、地方債等の特定財源につきましては、34億4,590万6,000円を充当することとしています。

当初予算書の89ページをお開きください。

議案第22号令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ33億6,962万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと8,888万8,000円、2.6%の減となっております。

当初予算書の117ページをお開きください。

議案第23号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億7,057万7,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと2,058万8,000円、4.6%の増となっております。

当初予算書の137ページをお開きください。

議案第24号令和2年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定27億4,853万円、介護サービス事業勘定1,095万5,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が3,196万4,000円、1.1%の減、介護サービス事業勘定が188万6,000円、20.8%の増となっております。

当初予算書の177ページをお開きください。

議案第25号令和2年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億6,404万5,000円、収益的支出4億8,390万7,000円、資本的収入4億5,848万7,000円、資本的支出7億4,485万4,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入1,093万3,000円、2.4%の増、収益的支出1,087万9,000円、2.3%の増、資本的収入2億1,903万8,000円、91.5%の増、資本的支出3億5,361万5,000円、90.2%の増となっております。

当初予算書の211ページをお開きください。

議案第26号令和2年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億6,582万8,000円、収益的支出5億422万9,000円、資本的収入4億9,148万4,000円、資本的支出6億8,699万

5,000円と定めるものです。

なお、下水道事業会計予算については令和2年度から企業会計となります。

以上が、各会計の令和2年度当初予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第21号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第22号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第23号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第24号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第25号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第26号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 田 中 周 作

3月9日（第2号）

令和2年松前町議会第1回定例会会議録

令和2年3月9日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 早 瀬 隆 士  | 2 番 西 村 元 一  | 3 番 渡 部 恵 美  |
| 4 番 曾我部 秀 司  | 5 番 影 岡 俊 範  | 6 番 田 中 周 作  |
| 7 番 住 田 英 次  | 8 番 稲 田 輝 宏  | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 藤 岡 緑   | 11 番 村 井 慶太郎 | 12 番 岡 井 馨一郎 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊賀上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 和 田 欣 也 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 大 川 康 久 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 税 務 課 長       | 米 澤 浩 樹 |
| 福 祉 課 長       | 山 田 運   |
| 町 民 課 長       | 重 松 修 平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局<br>記 書 | 徳 本 敏 子 |

令和2年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

|             |            |    |
|-------------|------------|----|
| 令和2年3月9日(月) | 午前9時30分    | 開議 |
| 日程第1        | 会議録署名議員の指名 |    |
| 日程第2        | 一般質問(提出順位) |    |

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑です。質問形式は件名ごとになっておりますので、またそれぞれ順番に回答いただき、また再度質問するときは一問一答でよろしくをお願いいたします。

まず最初に、公正な入札制度に向けてということで、今回の町道工事入札漏えいによる官製談合事件の反省から、町入札制度の見直しについてお尋ねいたします。

町が発注する工事の予定価格を事後に公表する制度をとる中、自治体関係者、特に職員などが事前に工事の情報を業者側に伝えるような漏えいの問題は、以前から可能性としてありましたが、国土交通省は事後公表を推奨しています。事前公表では、最低制限価格に近い数値がほとんどで、くじ引きが多くなり、談合の温床になりやすいという理由で、県内自治体の20市町の中で4自治体が事後公表にしています。以前松前町も事前公表から事後公表に切りかえたという経緯があります。

ただ、事後公表にも担当者や業者間のなれ合い防止や綱紀粛正が求められ、常に不正防止のために、また担当者への疑義を払拭するために、より重い責任性が問われます。よって、この2つの公表のやり方にもメリット、デメリットがあり、今後の入札制度の在り方を考える際には、より慎重にその方策を出していただき、再発防止につなげていただきたいと思います。

現在、町は入札や契約制度改善推進委員会を立ち上げ議論を進めていると聞きましたが、内部だけでなく第三者、特に専門性のある学識経験者などに御意見を聞きながら、あるいは参加していただき、公平、公正な入札ができるように制度の見直しを行っていただ

きたいと思います。もちろん、職員の綱紀粛正など内部規律強化など、再発防止に向けて研修会などもされていると聞きましたが、現在までの経緯と今後について、町の考えをお聞かせください。最初の質問です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、公正な入札制度に向けてについてお答えします。

入札制度の見直しについては、今回の情報漏えい事件の発生前から、庁内職員で構成する松前町入札・契約制度改善推進委員会を立ち上げ、公正、公平な入札制度に向けて検討しておりました。この委員会では、当町の入札制度と比較するため、県内各自治体それぞれの入札制度を調査し、その調査内容を参考に当町の制度の問題点を抽出し、それについて協議を行ってきたところです。

この検討においては、予定価格の公表の在り方については検討の対象にしておりませんでした。今回事件の発生により、再発防止策の検討の中で、予定価格の公表の在り方についても検討する必要があると考え、事前公表、事後公表それぞれのメリット、デメリットを踏まえながら検討しているところです。検討に当たっては、これまでに地元業者の団体からも意見を聴いています。

入札制度について実施方針が決まりましたら、議会及び関係業者にも報告いたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） やはりその後に入札も続くわけですから、この検討というか、事前にするのか事後にするのかといういろんな検討をされてると思うのですが、これについてどれぐらいをめぐりに考えておられるのか、そこを聞きたいと思います。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 今現在のところ検討中ですが、できれば年度末ぐらいにはめどをつけたいと思っております。

予定価格の事前公表、事後公表については、とりあえず年度末をめぐりにお知らせしたいとは思っております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 予定価格については年度末をめぐりにということを考えておられるということをお聞きました。

先ほど私の質問の中で、委員会とかそういったところで地元業者にも声を聴いていらっしゃるということは、今御回答の中にあっただけですけども、先ほど私が申し上げましたような学識経験者とかそういった法律的な観点やいろんなところの部分でそういった方の御意見やとか、そういった会にはそういった方々についてはどうなのかということについて

てはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 一般競争と指名競争、それから事前公表と事後公表などの制度については、行政内部の事務手続のため、自治体の判断で行うものと考えています。ですので、今のところ外部からの学識経験者の意見聴取とかは、今のところは考えておりません。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 私は自治体の判断の中でということになってると思うんですけども、今その中である一定程度、事後と事前ということで予定価格についてはちょっと限界が出てきたのかなあという部分で、その制度そのものにいろいろな支障が出てきているということだと思うので、その点については外部のそういった法律的な面とか、そういうような方々の御意見とか、それからもう一つよく言われるんですが、設計価格を出すときに、もともと高度な設計を出すときに外注という方、外部に発注して出されていると思うんですが、その数字を内部のそういう数字を出せる専門的な方を職員として採用していると、そういった数字も外部発注しなくて済むのではないかというような御意見も聞くんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 土木係の方では数量の積算は業者に委託しておりますけども、単価関係の構成については職員がやっております。建築の方については、複雑多岐な設計の積算根拠でありますので、公式な物価本とか見積りをとって、委託業者が設計を行った上で担当者が確認して設計書を、設計金額を出しております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そしたら、今の数字の出し方は、今まで考えられる中では一応ベストだということで、御判断のもとでやっておられるというふうに、こちらとしても判断してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 現在のところではそのように考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今後、年度末に向けていろいろな多岐にわたって自治体として考えていかれると思いますので、その回答をお待ちしたいと思います。是非、公平、公正な価格が出るような、そういった制度になるように私たちも期待をいたしておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第2点目の待機児童の問題についてお話ししたいと思います。

10月から新規募集をかけている保育所やこども園の家族に対して、希望対象者は待機児

童を出さずに入所、入園をすることができるのでしょうか。入所に当たっての希望者に対する優先順位を決めるシートの内容が、預ける家族の勤務時間とかパートの内容とか、正社員などの項目間で不公平な点数制になっているという保護者からの声もございました。3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化によります保育士不足などで、0から2歳児の待機児童が更に増えるのではという懸念があります。予想される事態に対して、町としてどのような対策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 待機児童の問題についてお答えします。

令和2年度の保育所の入所については、2月17日に決定通知をお送りし、転出や入所取り下げにより空きができたところの調整を行っているところです。

昨年4月1日付けの待機児童数は36人でしたが、青葉幼稚園の認定こども園への移行による保育受入可能人数の増加により、令和2年4月1日における待機児童数の見込みは、現在の時点で、3歳未満児が8人、3歳以上児が1人、合計9人です。なお、令和2年度の待機児童数は、令和2年4月1日時点で確定をします。

9人が待機児童となる原因は、2歳児は施設の受入可能人数を超えた申し込みになったこと、0歳児、1歳児と3歳児以上は保育士が不足することによるものです。

保育の無償化による影響については、平成31年4月1日時点の申込者数627人に対し、令和2年度は現時点で616人と申込数自体に大差なく、今のところ影響は少ないと思われます。

利用調整の優先順位は、松前町保育の利用の調整及び保育措置に関する規則に規定する保育が必要な事由に応じて、その必要性を基準指数として点数化して、それぞれの入所希望者の合計点数に基づいて決定をしております。

議員御指摘のパート、正社員で不公平な点数になっていないかとのことですが、保護者の雇用形態にかかわらず、労働時間の長さで点数化しておりますので、パート、正社員での不公平はないと考えております。

待機児童対策としては、現在パブリックコメント中の第2期松前町子ども・子育て支援事業計画において、小規模保育事業所の公募による民間事業者の参入促進等を掲げております。なお、保育施設が拡大されるまでの間は、保育士の確保による保育受入可能人数の拡大に努めたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今お答えになりますと、どうしても令和2年4月1日現在のところでは、このままでいくと3歳未満のところでは8人、そして3歳以上のところで1人

ということで計9人の待機児童が出てくるということが、今お答えがあったんですけれども、これらの方の保護者に対してどういうふうに御相談をされているのか、あるいはまた今後、まだ4月1日まで半月ぐらいありますけれども、この間で何かもう少し緩和できるような方法はないのか、そのあたり考えている御所見がございましたら、よろしくお願ひします。

○議長（加藤博徳） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 今回の待機児童に関しましては、入所調整に関して御家族等にもお話をさせていただいて、そして今現在においてはこれ以上の調整が難しいということで、待機という形をさせていただいております。

今後、入所期間中に退所であるとか移動があれば、また待機児童の方を優先として入所の方をあっせんをしていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 御家族の方にはそれなりの期間、負担もなると思いますが、またその方々の働き方とかそういったこの工夫によって、その間を何とかクリアされていくんだろーとは思いますが、期間中に少しでも早く移動なり、また何か入る余地が出てきたときには、必ず即座に御相談されている家族のところはその朗報がいくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今後のことにはなると思いますが、この青葉さんが出てきてこの人数でこうなってるんですから、今後やはり松前町が子育て支援ということで非常にそこに力を入れて多くの若いお母さん方に来て、安心して産んでここで育てたいという気持ちにさせるような市町にするためには、やはり待機児童を出さないという方向性、これはとても大事なことだと思いますので、松前町にいったら安心して子どもを預けることもできるし、生き生きと働くこともできるという女性たちが増えることによって、そういった子育て支援に温かい町だというイメージが更に強くなってくると思ひますので、今後もそういった何かハード面だけじゃなくてソフト面でも、そこに緩和できるような何か策を1年かけてでもしっかりと進めていただけたらなというふうに思っております。期待いたしております。

以上でこの件に関しては終わりにしたいと思ひます。

それでは、3番目の質問になります。

今も市中で大変ニュースにも毎日のように出ておまして、今日も感染者の数がもう日がわり定食のように今日は1,188人、日本の感染者の数が出ておりましたけれども、当初私がこの新型コロナウイルスの感染拡大の影響についてということでお尋ねしましたときには、情報がちょうど通告書を書きましたときが、約1か月とは言わないんですけれど

も、それに近いほど前の2月14日でしたので、約1か月ほどの間に状況も随分変わりました、私たちが過去に経験したことがないぐらいの全国的な問題になりました。その間に感染者の数も、今申し上げましたように、1,000人以上もなり、死亡者も増えて、パンデミックとは言わないんですけども、その一歩手前ぐらいのところまで広がりつつあるという状況になっておりますので、私が出しました用紙のときの数字は、ちょっとかなり今の現在の状況と変わっておりますので、それに合わせた形で発言させていただきますので、御了承ください。

中国において、昨年12月頃から始まった新型コロナウイルスによる肺炎患者数が、1月23日の中国の保健当局の発表以後、急激に増えて、それまでの情報統制の結果ではないかと思われるのですが、中国本土ではもはや8万人を超えています。その後のWHOの発表、また日本人乗客が多く乗船していたクルーズ船内の感染拡大、また中国湖北省武漢から帰国する日本人チャーター機内からの感染者、また国内において感染した観光関係者、その上、更に渡航歴が2週間以内になくて、感染ルートが明確でない感染者がその後続々と増えて、今申しましたように、3月4日現在で国内感染者が今朝のこと1,188人、そのうち死亡者の数も14人というふうにカウントされてきました。

今後、このピークを緩やかにずらしながら終息へとつなげていくために、国はこの一、二週間大きな山場として、国内の全公立の小・中、高等学校の臨時休校要請に踏み切り、また各自治体も各公共施設の一部使用停止やイベントの縮小、中止、延期などにかじを切りました。当然、今後国から出されるであろう特別措置法により、更に強力な規制がかかっていくものだろうと予想はされます。住民生活もこの間、日々変わっていく情報の中で、不安感も募り、この病気に対する正しい知識や情報を住民からの相談とか問い合わせに対して回答できる窓口の一本化、ホームページからの発言なども必要ではないかと思われれますが、これについてはどう対策されますか。これについては、ホームページも昨日私も見させていただきましたが、これについてはかなり県とか国にリンクしておりますので、かなり詳しくいろいろ出ているんですけども、松前町の場合、ホームページで直接判断できる方もいらっしゃるかわりに、またそうでない電話とかで相談をされる方も多いのではないかと思います。そういったときの回答できる窓口の一本化、そのあたりはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

2点目として、不正確な情報により不安が募って、トイレトペーパーとかティッシュペーパーがなくなり、かなり以前からではありますが、マスクの高額転売とか日常的なマスクやアルコール消毒液の不足、このことが医療現場や介護施設などで深刻な状況を起こしております。私も二、三、ちょっとリサーチさせていただきましたら、もう本当に今月末でマスクがなくなってしまうとか、非常に苦慮されているという状況をお聞きいたしました。やっぱり一刻も早くこの対策を考えてほしいところですが、町としてはどの程度把

握して、またどのような対策を考えておられるのかなということです。

それから3番目として、また疑われる症状が出たときの対処や感染の広がりが出ないように、PCR検査が受けやすい体制も県や医師会との連携で急いでいただきたいし、このことについては、今朝もいろんなところに行った結果、最終的に非常に重篤になって人工呼吸器をつけなきゃいけないような状況になってるとか、あるいは髄膜炎になってると、若い方でもそういったことが起こってるとか、これは愛媛県ではありませんけれども、こういったPCR検査に対する考え方、そういったことについても県と連携して急いでいただきたいなということも考えますし、今後に向けて感染とか災害などで事業継続が難しくなった場合のBCP体制について、どのように町としては考えておられるのか、そのことを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） 新型コロナウイルスの感染拡大の影響についてお答えいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、新型コロナウイルス感染症などの新感染症対策は都道府県知事が行うこととされており、愛媛県はこれに基づき、発生の状況や動向及び原因の調査や情報の積極的な公表を行っております。県は対応に追われ、手いっぱいの状況で、本町のように感染者がいない自治体との連携にまでは手が回らない様子です。

町としては、県からの要請があれば協力していくとともに、町民に対し最新情報を提供したいと考えています。現在も情報収集に努め、国や県からの最新情報を集約し、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起というタイトルでホームページを随時更新しています。

一方、町ができる感染予防を総合的に推進するため、県内に初めて感染者が確認された3月2日に、松前町新型コロナウイルス連絡調整会議を、隣接する松山市で感染者が確認された3月4日には、松前町新型コロナウイルス警戒本部を設置し、感染予防に取り組んでいるところです。

具体的には、まず役場の予防体制を整備したほか、町が主催する不特定多数が参加するイベントや会議については、原則として規模を縮小、延期、または中止することとしました。また、町内小・中学校を3月4日から3月25日まで臨時休業にするとともに、町の一部施設についても当面の措置として今月末まで使用停止といたしました。なお、松前町のBCP体制につきましては、平成21年に作成した新型インフルエンザ業務継続計画と平成27年に策定した新型インフルエンザ等行動計画があることから、今回の新型コロナウイルス

スについても当分の間はこれらの計画を準用して対応することとしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今お答えで大体内容的には分かるんですけども、3月5日に県内に感染者が出たということで、かなり情勢が変わってきたということがあって、まだ町内には感染者は今のところ出ていませんけれども、そういうことで神経をとがらせてる松山市でそういう方が出たということで、松前町の中でも警戒予防ということで警戒態勢で、そういった態勢に踏み切ったということは新聞等でも把握しております。

そしてまた、皆さんへの協力ということで、町内の小・中学校とか、あるいは公共施設の一部中止というか使えない、使用停止とかということで、なるべく多くの不特定多数の方の集合というかそういうことで感染が広がらないということの間接的な予防対策、そういったものは協力されてるということはよく分かるんですけども、実際に現場です、介護施設とかそういった介護、それから特に医療施設なんですけれども、ちょっとそこでお聞きした内容の中で、この間国が保険適用だというふうに言ったところで、結構問い合わせが町の医療のところにもうがんが電話が入ってきて、また診てくれないかと、感染してないかということ診てくれないかということで来られたり、あるいは検査をここでしてくれるんじゃないかというふうな誤解があったりとかして、もしそこで検査をしてそういう人が、感染が、そこでとった検体がセンターの方で感染してるということが分かれば、私も知らなかったんですけども、そこで検査したところが2週間閉鎖になるし、またお医者さんの方も全部医療のところストップになるという状況なので、輕易に来られた患者さんに対してその検査を、検体を受けてそれを持っていくということではできないんだという、こういう状況ということ、国が保険適用だと言ったことで大変誤解を生じておられて、そういうようなことで医療現場がかなり混乱しているということで、非常にそのところの整理が十分にできていないということで大変困っているというふうな話もお聞きいたしました。

今後、そういったところも是正されていくとは思うんですけども、一番困っていらっしゃるの、やはり先ほども申しましたようにマスクとか消毒液とかそういったものの不足、そして一番はマスクの不足なんですけれども、一部のところでは行政の方から今マスク足りてますかということ、2週間ぐらい前にお尋ねをさせていただいたところがあったということで、そうやって町の方の行政としても心配はしておられるんだなあということは私も把握したんですけども、やはりそれが分かった段階で、やはり何かボトムアップっていうんですか、町の方からまた県に、またそういったところに向かって今こういう状況なんだということを強く申し上げていただいて、そしてマスクの需要とかそういったものを皆さんが不安にならないように、特に一般のものは何とかなくても、やっぱり医療現場

とか、あるいは介護、そして今休業ということで子どもたちの児童クラブとか、あるいは学校で一応受け付けているところの子どもさんには、やっぱりマスクを必ずしてもらうようにするというので、いつもマスクが足りない状況というか、それをいつも心配しながらという状況だということで、どこもかしこもそういうような状況になっているということで、少しずつ一番緊急性のあるところからでも、その需要に対して何とか補填をしていただきたいなというふうに思っております。

その点について、今後もし町内で行政として考えてることがおありでしたら、お話をいただければ町民としても安心材料になるかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 御心配のマスクの件ですけれども、町内の医療機関に先日確認したところ、町内の医療機関では不足しているところはないということでした。また、一部マスクが足りないというところもありますので、その点につきましては町が備蓄しているマスク、少ないんですけれども、当面というか現在のところそれを取り崩して使用していきたいとかというふうに考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） じゃあ、医療のところは私がちょっと聞きましたところとは若干の違いがあるんですけれども、そういうことであれば少し医療現場はまだ何とか時間で、ただこれもこの事態が更に進んでいってまだ長引けば、今後もどうなっていくかっていうのは非常に微妙なところかなと思うので、絶えず注視していただきたいと思いますなということをお願いしたいと思います。

また、今病院とかそういったところというんですけど、介護施設なんかもやはり松前町もたくさんございますので、そういったところの介護の現場でもどうしても介護するには濃厚接触が必要になってきますので、そうすると必ずマスクは必要になってまいりますので、そのあたりの現状なんかも絶えずいろんな形でリサーチしていただいて、また一緒になって考えていただけたらなというふうに考えておりますので、また今後もそういったところを注視していただきたいと思いますなというふうに考えます。

B C P体制については、平成27年からの感染症について立てておられるというんですけれども、それを今流用というか、それを使っていくということで考えておられるようなんですが、今後今までかつてないような状況になっておりますので、多分骨格的なものはある程度できておられるとは思いますが、これを契機にもう少し足りない点とかそういったところ、もちろん議会もそうなんですけれども、全てのことにに関してB C Pということに対して再度見直していかなきゃいけないなというふうに、私も含めて考えておりますので、またこれらが一連のことが落ちついた段階で、もう一つ考えていただけたらなと

いうふうに思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が、議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、松前中学校建替え入札中止についてお尋ねします。

松前中学校は、町内でも最も古い校舎で、早急な建替えが望まれておりました。来々年度の卒業式までの完成を目標に取り組んでいたと思っております。昨年末、町長の携帯電話に直接価格の問い合わせの電話が2回あり、そのため入札直前に町長判断で予定されていた入札を中止しました。価格漏えい究明なしで、1月再入札、そして2月10日の臨時議会で議決しました。結果、工事が2か月間遅れることになり、卒業までに間に合わなくなりました。仮校舎のレンタル費用も2か月間余分にかかり、税金の無駄となります。岡本町長の公約であります安心・安全なまちづくり、安心して子どもを生み育てられるまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、快適で文化的でおしゃれなまちづくりからして、町長には分かりやすく町民に説明する説明責任があると思います。

それにより、1、年末の入札を中止した要因は何ですか。2、町長の携帯電話に直接建設価格問い合わせの連絡が2回あったと言われましたが、その電話は誰から連絡がありましたか。その電話のあった価格情報は、なぜ信用するに足りると判断された根拠は何ですか。3、なぜその建設金額は漏えいであったと判断しましたか。4、町長に建替え金額の電話が入ったもとの漏えい出どころの究明はしましたか。誰からの漏えいでしたか。5、金額漏えいが究明できていないのに、今回中学校建設の入札をしたのか。金額が漏れていると思わなかったのか。6、入札遅れによる仮校舎のレンタル費用ほか付随する総被害額は幾らですか。7、不正入札予防の根本対策は。

松前町が発注する道路工事で、先月町の職員が資材単価を業者に教えて入札防止の疑いで町の職員が逮捕されている中で、松前中学校の工事総額金額が直接町長に連絡があった時点で、なぜこの情報だけうやむやなのか理解できません。片手落ちのような気がします。この問題こそ警察に委ねて究明してうみを出さなくてはいけないのではと思うが、説明を。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 松前中学校建替え入札中止についてお答えをいたします。

予定価格漏えいの疑いによる松前中学校改築工事の入札中止に関しましては、議長の要請によりまして、議員の皆さん全員が参加する会議において、電話で予定価格が漏れているのではないかとという情報提供があったこと、提供者が話した額が予定価格と合致していたことなど、中止を決めた経緯と理由を御説明したところでありまして、その際お話しできることは全てお話をしております。それ以上は申し上げることはできませんので、御理解をお願いいたします。

なお、西村議員、予定価格について問い合わせが電話であったというふうな御発言がありました。予定価格の問い合わせがあったものではなく、今申しましたように、予定価格が漏れいしているのではないかとという情報提供があったものでございます。

以上でございます。

その他の質問につきましては、関係課長から答弁いたします。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○2番（西村元一議員） はい。

○議長（加藤博徳） 続いて答弁がありますので。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 松前中学校改築工事の入札実施についてお答えします。

令和元年12月2日に予定していた入札を、公正な入札が損なわれるおそれがあると判断し、中止した後、町では役場内の関係する担当者、設計に携わった業者や入札に参加予定の業者とも面談し、聞き取り調査を行いました。漏えいが本当にあったかどうかは究明できませんでした。

真相の究明はできませんでしたが、松前中学校は既に校舎解体工事に着手し、仮設校舎で授業を行っていることから、一刻も早く改築工事を実施し、早急に校舎を完成させなければならないため、一部設計の内容を見直し、新たな予定価格を設定し、厳重な管理の上で早急に改めて入札を実施すべきと考え、入札の受付に入ったものです。その後、入札までの間に不穏な動きも見られず、公正な入札が損なわれるような状況も生じなかったことから、令和2年1月27日に改めて入札を行いました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 私の方からは、松前中学校改築工事の入札遅れによる被害額についてお答えをいたします。

再入札となったことや、その他工事の遅れなどの事情により、全体の工期が延長になった場合は、仮設校舎のリース料として費用が発生する場合がありますが、現時点では損害が発生するかどうかは分かりません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） さっきの町長さんの説明では、委員会でって言われましたが、委員会で電話で同額の金額が求めたんで中止したということを説明したと思われるんですが、おかしいんじゃないんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今も申し上げましたとおり、電話で予定価格が漏えいしているのではないかと情報提供があり、提供者のお話をする金額と予定価格が合致していたために、公正な入札が阻害されるのではないかと判断し、中止したものです。

以上です。

それと、先ほどの答弁で少し漏れておりましたので、つけ加えさせていただきますが、不正入札予防の根本対策についての御質問がございましたけれども、これにつきましては関係者の倫理の向上しかないというふうに考えております。制度の見直しによりまして、不正が起こりにくい制度にすることはできますけれども、どんな制度を整備しても、不正を働こうとする者がいる限り、不正は行われます。

このため、職員に対しまして、公務員倫理の研修を徹底して行うとともに、業者に対しましても会合や、その他様々な機会を捉えて法令遵守を呼び掛けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、そういうような答弁でやって、ほいで私らが聞こうとしよんは、その金額が調べた結果同じ金額という、漏れとる人がおったんです。その人が、要するに漏らした人間を知っとんでしょう。その人が知っとったんですか、初めから。そこが知りたいんです。これは、ほいでも漏えい漏えいと言うけど、町の職員が捕まったんは、要するに価格をちょっと教えただけで捕まっとんで、今回の場合は全然違うでしょう。金額そのものが合うとったんでとめたんでしょう。そのとめた根拠いうんが同じ金額やったのに中止したんでしょう、町長さんの判断で。そういう責任はどう感じとんのか。ほいでも、やっぱしその人の名前を教えなんだらいかん、それが嫌やったら警察に委ねて究明していかないかんでしょう。今後なくならんことないというか、なくならさにやいかんのはあれじゃないんですか。漏えいはなくならんということはないでしょう。なくなるようにしたらええんでしょう。おかしい答弁です。もうちょっと究明せないかんでしょう、この漏えい問題は。違いますか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私は情報を受けて、それはまさに、言うたら真偽が明らかでない情報通報という形で情報を受けて、情報の内容が疑わしい、真偽は明らかでないけれども入

札の公正が損なわれるのではないかという疑わしさを感じたので、入札を中止したということでありまして、ただそれが事実かどうかについては私は調査する能力も権限もないので、そこでとまっているわけであります。そのことはお知らせをしておりますので、それが必要であれば警察なり司法なりが調査をすることであろうと思っておりますが、我々としてはそこまではできませんし、通報者のことを考えると、御質問がありましたように誰から通報があったかというようなことも私は申し上げるつもりはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほしたら、今町長さんが言うたように警察に委ねて取り調べさせてもらえるように議会の方でお願いしたいんですが、構いませんか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 警察にお願いをするということに関しまして、告発という行為がありますけれども、私どもの方はその証拠というものは何も持っておりませんので、告発をするものがないので、町としてはそういう疑いがあるということで入札は中止をいたしましたけれども、告発まではいたしておりません。議会が告発をされるのであれば、それは議会の判断に委ねられると思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、告発はないというか、ほいでもそれを真に受けてストップしたんでしょう。工事を中止したんでしょう。漏えいが漏れとつてもええんじゃないかと、何も中止する必要もないんであって、漏えいが漏れと思うたけん中止しとるのに、今さら漏えいがないじゃあるじゃという問題外じゃないんですか、それは。どうして中止したんですか、ほしたら。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 何回も申し上げておりますけれども、私の判断で入札の公正が損なわれるおそれがあると判断したために中止をしたものであります。その通報内容が事実かどうかは確認できておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら事実を究明せないかんのやないんですかと言うんです。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町としては、それをする必要は感じておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町長さんは、そしたら漏えい、とめたことに対してどういう責任をとって、とめたことに対しては責任は感じてないんですか。

それと、そういう今言うように町として考えてない、町長さんのやりたい放題ですか。言いたい放題、やりたい放題、この究明もせずにただ何もせんのですか。おかしいんじゃないんですか、それ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町長は町政の執行に関して全責任を持っておりますので、私の責任において中止したものであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 私の責任でとめたとか、あれにするやと、どう責任とるんですか。そしたらとめて2か月間遅れとるが、工事が。ほで、今度も漏えいしとるというようなあれはなかったんですか。前の議員さんが言うたけど、9万4,000円しか、15億円の入札金額で違わんのです。ほでも、これ前から調べて結果、出海産業が940円。ほで、その同じ入札した漏えい問題の疑いのあるところが2件あって、その人は9,400円。ほで、今回が9万4,000円。同じ9、4、9、4という数字が出とんです。もう9万4,000円、9,400円、940円、何かおかしな数字だけなんです。同じ数字ざりでこの入札が落ちとるんです。おかしいでしょう。それももつと町長が考える問題であって、とめた責任もとらんと町長権限でやりました。ほたら、何でも町長権限やったらできるんですか。

○議長（加藤博徳） ちょっと待ってください。西村元一議員、940円の話がありました。が、何もかんも一緒になつとって、ちょっと理解しにくいところがありますので、問題の論点は絞って御発言をお願いしたいと思います。

（2番西村元一議員「はい、わかりました。すみません」の声あり）

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 入札を中止したことに対して何らかの町に被害が出るとかというようなことがあれば、それはそれなりに町として対応すべきではあると思っておりますが、今のところそのあたりはつまびらかになってございませんので、様子を見ておるところでもあります。

ただ、2回目のというか、やり直しの入札をなぜしたのかというお答えに関しましては、議員がおっしゃられたようなことでは入札を中止するような理由にはならないと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

次の質問に移ります。

義農湛水防除施設改修について、ポンプ、エンジン修理についてお尋ねします。

去る2月10日の臨時議会において、義農湛水防除施設改善修理費用、修理の内訳エンジンの修理代金2,300万円の補正議案が提出されました。国、県などの補助金は今回は1円もなく、全て松前町の税金で修理しなくてはならないとの説明でした。緊急性も考慮し、補正で予算に賛成、可決しました。しかし、その後の調査で、修理するエンジンは2台のポンプのうち1台は今年の6月頃より不調であったと聞いております。これは水中ポンプの方も傷んだようなことを業者の方が言うておりました。

それにもかかわらず、今回はただの2台のエンジンしか補正予算が上がってないんですが、この水中ポンプは修理せんのですか。予算が組んでないんですが、これまとめとんかなあと思うんですが。それと、それで壊れた至急の修理が必要となったと確認しましたと。日々点検を実施している中で、早目早目の処置を実施しておれば、計画的に保全ができ、かつまた国、県などの補助金も利用し、格安に修理保全ができるものであったと思いますと。

私も漁師でディーゼルエンジンを取扱っております。予算決議後、壊れたエンジンを視察してくれということで視察しました。一円でも安い修理方法を選択すべきと私は思います。町の税金、町民のお金をもっと有効に使ってほしい。それって、町民の財産と日々の生活、安全・安心をどのように考えておりますか、管理点検されているのかとお尋ねします。2台の排水ポンプ用エンジンそれぞれに、いつ壊れたか、点検管理記録はどのようになっているか、修理はいつ完成するのか、修理費用は誰が算出したか、算出根拠は、修理に適切な判断ができる人材が庁舎内に存在していない、委託先が最適の判断でできていたのか。

視察して私が見たところ、行政が言っていた2,300万円の修理代は高いと思い、私の知り合いの修理屋を呼び、行政の立ち会いのもと見積もってもらったが、1,300万円できると聞きました。この差額、800万円の差額はどのようにして出るのか。今回に限って入札制度をとらず、単独で業者に任せているからこのような差額が出るのでは。一円でも安い修理方法を選択すべきと私は思います。

以上、説明をお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 義農湛水防除施設の改修についてお答えします。

義農湛水防除施設は、長尾谷川右岸に位置する筒井、西古泉地区の雨水を排除するため、愛媛県により湛水防除事業で整備された施設です。平成元年3月に完成、その後松前

町に引き渡されてから30年以上が経過しており、経年劣化が原因による故障や損傷が多く見られるようになってきましたが、現在まで適正に維持管理を行いながら対象地区の湛水被害を最小限にとどめてまいりました。

このような中、今年1月8日の降雨により義農遊水池の水位が上昇したため、施設の管理運転を委託している業者が排水ポンプ稼動用のエンジンを始動したところ、エンジンオイルと冷却水が噴出し、2台あるエンジンの両方とも運転ができなくなりました。

このエンジンは、毎年1回エンジンメーカーによる簡易点検を行っており、昨年6月の点検においてオイル交換、フィルターの清掃及び機関内部の点検清掃の実施を勧められたため、昨年12月定例会において関連工事予算の承認をいただき発注を予定していたところ、発注前に故障が発生したものです。

春の長雨を考慮すると、短期間で修繕工事を完了させる必要があることから、既に工事を発注し、2台のエンジンのうち1台は3月中旬、もう一台は5月中に修理が完成する予定です。

発注に当たり工事費の積算は町が行っていますが、特殊な部品が使用されているため、その部品の単価はメーカーから見積りを徴して決定しております。

なお、町には、機械設備工事に専門的な知識を有する職員はおりませんが、専門業者に委託して詳細調査を実施しておりますので、その調査報告書を参考にして工事監督業務を適正に行いたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今部長さんの答弁で、2台のエンジンと申されましたが、2台のエンジンを直して、水中ポンプの方は要するに直さんのやねえ。と言うんが、今業者というか管理しようる業者に尋ねた結果、水中ポンプの方は片一方はめげとる、水をくまんなつとるということを聞いたんですが。

○議長（加藤博徳） 西村議員、それポンプについては通告書になかったもので、理事者が調べてるかどうかがありますので、もし理事者が分かるとれば答えていただくし、分かっただけでなければ、調べてなければ後の回答にさせていただきたいと思うんですが。

○2番（西村元一議員） いや、ほったらエンジン直しても水中ポンプが水をくまんんだらまた修理の予算を組むんでしょう。

○議長（加藤博徳） はい。それを承知しているかどうかはまず先で、通告書にもありませんでしたので、恐らく理事者の方が分かっているか、調べてるかどうかがあると思うので、ちょっと理事者に確認したいと思うんですが。

○2番（西村元一議員） はい。

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） エンジンについては、2台とも故障しておりますけども、ポンプについての故障については報告は受けておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 早急に、要するにエンジンを直すと言いよるけど、早急に直してもほかの業者も同じ業者なんです。この800万円の差額はどうするんですか。そのまま2,300万円で予算組むんですか。ほかの業者にやらせても3月末に済むんじゃないけど。これは課長も知っておると思うんですが、課長の知り合いの修理屋さんに頼んどるんです、予定価格は。

○議長（加藤博徳） はい。西村議員、この件についてはもう採決をしておりますので、採決した結果、先ほど言いましたように3月中、5月中の修理をしますということなので、今西村議員がおっしゃられてる一般質問の通告書に基づいて質問をお願いしたいと思うんです。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、その一般質問の通告書というか、ほいでも行政が私らに委ねたことに対して、ポンプが水が上がらんかったら、やっぱり洪水が起きたり何したらいかんけん、こっちは慌てて可決したんです。その前に、めげたときに視察されとったらこんな問題は起きんかも分かんんです。可決してしもうた可決してしもうたじゃいかんでしょう、やっぱ。行政のすること、行って視察した時点でエンジン解体しとんんです。もう。修理頼んどんんです。もういうことは、行政が先に修理もみんな委ねとるといことなんです。そのあげく、議会に持ってきてお願いしますでしよう。その後エンジン見に行つて、解体した後にエンジンばらばらになつとるとこへもつてきて、エンジンめげました、可決してくださいと言うて、もうした後です。何でめげた時点で視察もし、このエンジンを直すんすと言わんのやろかということなんです。やることがおかしいでしよう。

○議長（加藤博徳） それは、1番のいつ壊れたかに関連しての御質問でしようか。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 契約については、12月議会で予算を可決していただいた後で契約しておりますし、議員さん御指摘の、現場にいったときの解体状況ですけども、解体については全て解体しているわけではなくって、どこが損傷してどういう原因でエンジンが故障してるのかということを確認するためにヘッダーを取り除いて部品を調査したという状況でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、今受けてもろうた業者に、他の業者やったらこ

のぐらいの金額でできるんじやが、2,300万円は高いんじゃないんですかということ役場の方で交渉して、10円でも安い修理代にしてください。

以上。

○議長（加藤博徳） それに対する答弁ありますか。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） この修繕を行うに当たり減額になった場合は、当然ながら減額したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 続きまして、3、人事配置について、職員配置、人材教育についてお尋ねします。

1、なぜ職員は2年から3年で職場異動させるのか。2、非常時の対応が後手に回る、その原因が職場のふなれでありませんか。職場をかわるたび、新しい勉強をせないけないのが対応が後手に回る原因ではないでしょうか。3、最近発生している新型コロナについても、対応遅れの原因の一つと言われているぐらい大切と思うが、どうするのか。4、職場プロをどのように育成するのか。5、臨時職員の人数と処遇の今後の対応は。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） それでは、職員配置、人材育成についてお答えします。

本町では、配置後3年を目安として職員を異動させていますが、専門性の高い職などは3年を超えて留任させる場合もあります。職員は、マンネリ化による業務の怠慢や、業者との癒着による不正を防止するため、定期的に異動させることが必要であり、また人事異動は人員配置の見直しや新陳代謝による組織の活性化を図るほか、職員に幅広い知識と経験を得させることによる職務の質の向上や適性の発見など、人材育成も目的としており、これらを総合的に考慮して、3年を目安に職員を異動させているところです。

次に、議員の御指摘のとおり、非常時は素早い対応が必要です。非常時の対応は、組織として適切な判断と意思決定を速やかに行うことが重要であり、職員が個別に判断して行うものではありませんので、職員の経験の有無は特に大きな問題とは考えていません。職員に対しては、プロの公務員として仕事に励むようたびたび訓示を行い、全職員にプロ意識を持って職務に当たってもらっています。加えて、繰り返し職場内での研修を行い、更に各種専門研修を受講させるなど資質向上に取り組んでいます。なお、必要な職にはエキスパートの養成を進めています。

今年の4月1日から、現在在職している180名程度の臨時的任用職員を、創設された会計年度任用職員として改めて任用します。給与などの勤務条件については、昨年の12月議

会で御説明したとおりです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今言われた3年がめどで、3年以上の人もおると言われましたが、ほいでもどうしてかえるかねえと思うんです。職場をかわるといことは、やっぱ新しい職場にいったら新入なんです。皆今おる古い方は皆経験されとると思うんですが、新しい職場にあって、そこにおる古い人の下になるんです、年が若かっても。そういう経験上というか、一遍皆これ職員にアンケートとってもらたらどうやろかと思うんです。2年、3年でかわって、職場によたら勉強さされる職場もあるらしいんですが、その勉強さされる費用は、やっぱり役場が出しよんですか。そういう人も無駄銭やないんですかと思うんですが。予算がない予算がない言いもって、そういう予算はあるんですか。

○議長（加藤博徳） 通告書にありませんが、関連としてお答えできるようであれば、理事者の方お願いします。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 先ほど本人の希望につきましては、毎年自己申告書という形で異動希望というのは確認しております。本人の新しく異動した場合の研修等につきましても、必要に応じて県の研修所に行くとか、研修は公費でみる場合と個人が自分の資質を向上しようとして自費で取り組む場合もあります。これはケース・バイ・ケースであるというふうに感じております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） やっぱり松前町の職員さんが、誰が対応してもなれとる人がおったら手早い、早い、やっぱり分からん人がするとなれた人がするとは全然時間のロスも違います。そこへもってきて、新しく新入になったら、もう手落ち手落ちです。何でも手落ちなんです。やっぱり新入で入ってきて、そこの課で一生懸命習うて2年、3年習うた、ほたらまた違う部署へいきました、また1年生からなんです。そういう松前町も、ちいと配慮してないかんのやないんかと思うんです。そこを何とかアンケートもとらないかんというか、毎年とる言いよるけど、全員のアンケートとったらどうですか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 自己申告書は全員から集めておりまして、毎年希望の職種で、なぜ異動したいかという理由も添えてとっております。

あと、約3年を目安に異動はさせておりますけども、また数年たつとその部署に戻る可能性もあります。その際には、そのときの3年のキャリアが活かされるというふうに考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

ほで、やっぱり4番の職場プロ、今言うようにエンジンがめげても、やっぱりそのプロみたいなんがおって、ああこのディーゼルエンジンやったらこのぐらいでできる、業者、その入札制度もせないかんのを単独業者に任せてこういう予算組んで、他の業者は1,500万円、片や2,300万円、800万円の差額、これ松前町の税金です。役場の人間の銭やないんです。松前町の税金です。一円でも安い方がええでしょう。そういうことを配慮する、やっぱりプロがおらんです。どこの職場でもほうやないですかと思うんです。これ、今エンジンのことを言いよるけど、違う部署でもやっぱりプロみたいなもんをじっと据えないかんのやないかなあ、そういう育成してほしいです。

○議長（加藤博徳） 今のは4番の項目になろうと思うんですが、何かありますか。理事者の方。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 先ほど総務課長からも御説明いたしましたが、専門性の高い職、保健師とかケアマネ、それから技術職、我々一般事務とかについては結構3年めどが多いんですけども、専門性の高い部署につきましては長い間おる職員も多数いますし、その中で研修、自己研さんをしていっていただいております。

一般事務につきましては、それぞれ研修、これも公務のために研修とありますが、例えば職場での研修は公費は使っておりませんので、そういった分もあわせて町のために研さんしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今後、そういう方向でお願いします。できるだけかえんようにお願いします。

次、4番目に移ります。

予定価格についてお尋ねします。1、設計価格と予定価格の差は、なぜ出るのですか。2、予定価格に消費税を入れないのはなぜですか。3、予定価格を公表していないのは愛媛県内で4町のみ、くじ抽せんが増えると答弁があつたが、最低価格に近い方でくじとなるのはよい形態ではないですか。4、過去の入札履歴で落札価格が予定価格付近に固まっているのと、最低価格付近に固まっているのと、中央付近に集まっている場合の3パターンがあるが、その妥当性をどのように判断していますか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 設計金額と予定価格についてお答えします。

初めに、設計金額と予定価格については、設計金額が実施する工事や役務に係る費用を、標準的な工法や人件費などにに基づき算出した金額であるのに対し、予定価格は設計金額ごとに入札における落札金額の上限として定めた金額です。

本町においては、国からの指導もあり、平成26年11月以降は予定価格を設計金額と同額にしています。

次に、予定価格に消費税を入れないのはなぜかとの質問ですが、予定価格には消費税を含んでいます。ただ、工事価格と消費税を明確に区分するため、入札は消費税を含まない額で行うこととされていることから、公表している入札執行表には、入札額との比較を容易にするために税抜きの予定価格を表示しているものです。

次に、予定価格を事前公表した場合に、最低制限価格付近でくじ引きが行われるのであればよい形態ではないですかとの御指摘については、工事価格が正確に積算され、適正な入札が行われた結果、くじ引きが行われるのであれば問題はありますが、予定価格を入札前に公表する場合は、公表された予定価格を目安に積算能力の不十分な業者が正確に工事価格を積算しないで入札を行う事態が生じることや、業者の積算能力の低下が懸念されることがデメリットとして指摘されています。また、予定価格の事前公表は業者の談合を助長させ、談合があった場合は入札が高どまりになるとのデメリットも指摘されています。

一方、事後公表では、今回の事件のような情報漏えい等の不正を発生させるおそれがあります。このため、予定価格の事前公表、事後公表、双方のメリット、デメリットを踏まえ、どちらの制度を選択すべきか慎重に検討しているところです。入札価格のパターンの妥当性についてですが、御指摘のようなパターンがあるのは承知していますが、それは、入札参加業者の受注意欲により生じる事象であり、その妥当性を判断する考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、松前町は予定価格を公表しない方なんですか。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） はい。予定価格は、工事に関してですが、入札が終わった後、公表しております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほども、この予定価格を公表したら最低価格の方で入札が落ちる、今までの例が11社ぐらいがじゃんけんしたとかくじ引きしたと言うけど、最低価格の方なんです。ということは、松前町にしたらええ方向で入札する方に走っとんじゃないん

ですか。ほで、これ愛媛県内4町だけなんです、予定価格。ほたら、他の県というか他の市町も、ほたらそういうように、今言うように考えるんやったら皆せんのが普通やけど、何で何十件ある中の4町だけが何でこの入札価格を公表しないんですか。おかしいんじゃないんですか。松前町は特別ですか。

そやけん、漏えいが始まるんでしょ。こういう警察問題になって漏えいがある、そこへもってきて、さっきも言うたように町長さんに電話があつて金額が同じがある。そういうんが始まりなんです。ということは、予定価格を公表した方が漏えいが少なくなるんです。ほで、松前町の財政も潤うように最低価格で入札するからええんじゃないんですかということを質問しよんです。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 先ほども答弁の方でお答えしたように、予定価格を事前公表する場合には、どうしても公表された予定価格を目安に積算能力の不十分な業者が正確な工事価格を積算しないで入札に応じる事態が生じることや、当然積算能力の低下が懸念されております。また、予定価格を公表することによって、業者の談合を助長させ、談合があった場合には入札が高どまりになるデメリットも当然あります。これは国が当然そういうような話もされています。

県内で、松前町を含めて4町だけが事前公表していないということの御指摘なんです、当然そちらのメリット、デメリット両方あります。じゃあ、どちらの方のデメリット、メリットを選択するかということの判断は町の方でやっております。今回、松前町の場合は当然事前公表するよりも事後公表の方のメリットをとっていたということになります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、ほやけん今後の対策としてどうするんですかと言ひよんです。こういう漏えい問題があつた後に、その対策をどう、そのままいったらまた漏えい始まります。今さっき町長さんが言うように、ないならん言ひよるけど、ないならさないかん問題言うたら、予定価格をした方がないならんのやないんですか。違いますか。

○議長（加藤博徳） 対策については、通告書にはないのですが、それに関連してお答えできるようにあれば。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 先ほどの答弁の中でもお話ししたように、予定価格の事前公表、事後公表の双方のメリット、デメリットを踏まえ、どちらかの制度を選択すべきか、現在慎重に検討しているところっていうことでお答えさせていただいています。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そしたら、検討しとるんですね。

○議長（加藤博徳） はい。先ほども藤岡議員の答弁の中にもあったと思うんですが、後でちょっと確認しとっていただきたいと思います。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほんなら、次の質問に移ります。

訪問看護についてお尋ねします。

平成21年12月25日、厚生労働省通達の取扱いについて、1、松前町は当時同居家族の定義について、誰の判断でどのような対応を実施したか。2、訪問介護による生活援助事業の利用は、介護保険利用者の家族が同一敷地内に同居している場合は生活援助が受けられないと聞くが、どうなっているか。3、松前町は同一敷地内でも同居とみなし、生活援助支給の差し控えをケアマネジャーに伝達したが、どうなっているか。4、通達の中に、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないようがありますが、どのようにしていますか。5、利用家族が就労し、生活援助の提供が困難で、休日に利用者の家事を行えばいいということで認めないケースがあるが、最終的に職場は劣悪な環境になっているが、どのように考えているか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、訪問介護についてお答えします。

訪問介護における生活援助については、厚生労働省による基準が定められており、家族等の同居、別居にかかわらず、利用者本人、またはその家族等が家事を行うことができない場合に保険給付が行われるようになっております。

このため、生活援助については、同居、別居の別で判断するのではなく、利用者の身体状況や家族等の介護力などの個別具体的な生活実態を踏まえて、保険給付の支給の決定を行っており、一律機械的な保険給付の決定は行っておりませんし、利用者の家族等が同居や同一敷地内に居住しているという理由だけで、保険給付の対象外として生活援助を差し控えるようケアマネジャーなど関係者に伝達したことはありません。

また、同居家族等はいるが、その家族等が就労し、日中独居である場合については、基準に従い、その利用者本人自らが家事ができず、かつ日中独居の時間に生活援助を行わなければならない事情が認められるのであれば、保険給付の対象としています。お話のケースの場合、その家事を同居の家族等が休日に行うことで生活に支障を来さないのであれば、給付の対象とはなりません。

町としては、今後とも介護保険の基準に従って適切な給付を行ってまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

次、6、新型コロナウイルス対策について、ほかの議員さんがダブっておりましたので、取り下げますが、簡単にお尋ねします。

コロナウイルスのため、給食センターの入荷がストップされましたが、これここに載っていないんですけど、農家の人は大変困っておるんですが、これに対して松前町は援助はする考えはありますか、ないですか。これは載っていないんですけど。

○議長（加藤博徳） 西村議員、それは取り下げじゃなくて2番目の今後の対策の中での話じゃあないんですか。

（2番西村元一議員「そうやけど、質問せんいうて言うたけえ」の声あり）

ほうですか。その関連のようですが、それに対する答弁がありましたら。なければ、今具体的な通告にはなかったのですが、後でそしたら確認していただけますか、西村議員。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 以上をもって一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、第4次、第5次松前町総合計画について、大きく3点質問させていただきます。

まず、人口の目標について3点質問させていただきます。

1つ目です。

第4次では、人口の目標を3万5,000人、総世帯数1万4,770世帯と掲げていました。平成28年2月に出された松前町まち・ひと・しごと創生、人口ビジョン、総合戦略では、2020年施策による展望で、人口2万9,969人としていますが、第4次松前町総合計画を立てた当初は、2019年の人口3万5,000人に向けて施策を立て、目標達成に向けて様々な取組を行ったと思います。

第4次の基本構想第2章、人口の目標と土地利用の方針、1、人口の目標に、第3次松

前町総合計画により取り組んだまちづくりの成果を土台とし、計画的な土地利用の推進や、これに基づく居住系市街地の整備をはじめ、安全・安心、快適な居住環境づくり、保健・医療・福祉、子育て支援体制の充実、教育、文化環境の充実、産業などの育成などにより人口は減少に転じることなく増加傾向で推移していくことを目標にすべきであると書かれています。

そこで、目標達成に向けてどのようなことに取り組んだのか。居住系市街地の整備をどれだけしたのかなど、そういった具体的な数値を用いて説明をお願いいたします。

2つ目です。

平成31年4月30日現在で、人口3万882人、総世帯数1万3,525世帯です。目標値にほど遠い結果となっていますが、この結果をどのように分析されたのでしょうか、お聞かせください。

3つ目です。

松前町人口ビジョンでは、2030年社人研の人口推計が2万6,747人に対し、松前町の施策による人口展望が2万8,494人です。ここから第5次の総合人口目標が2万8,500人と設定されたのですが、社人研との推計よりも約1,700人多く設定しております。少子化の進行等により、人口も減少傾向で推移していくことが予想される中で、様々な施策、事業により、その減少を抑制する、そういった決意がこの目標値から感じられました。第5次では、第4次の分析結果をもとに取り組むことを期待しております。

しかし、第5次に書かれてある内容は、第4次松前町総合計画により取り組んだまちづくりの成果を土台とし、計画的な土地利用の推進やこれに基づく居住系市街地の整備をはじめ、安全・安心、快適な居住環境づくり、保健・医療・福祉、子育て支援体制の充実、教育、文化環境の充実、産業などの育成などにより人口減少を抑制していくことを目標にすべきであるとなっております。第4次と変わっているのは、第3次が第4次に、人口が減少に転じることなく増加傾向で推移していくことが、人口減少を抑制していくことであり、対策はほとんど変わっておりません。目標値から町の決意を感じたのですが、この第5次の人口の目標を読んだ後、これでよいのだろうかと少し不安を感じました。

これから、4次と同じことに取り組んでいくのか。それとも違う取組をするのでしょうか。違う取組をする場合、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 2番も行ってください。

○4番（曾我部秀司議員） 2番もですか。

○議長（加藤博徳） はい。

○4番（曾我部秀司議員） 次に、内容について3点質問させていただきます。

1つ目です。

基本施策の項目それぞれに目的と方針、現状と課題、施策の体系、主要施策があります。その中の、現状と課題について質問します。

第4次で取り組んだことについて評価し、成果と課題がはっきりしたはずですが、そうであるにもかかわらず、第4次の課題やそこから改善すべきことなどが第5次の現状と成果の中には書かれていないのはなぜでしょうか。理由をお聞かせください。

2つ目です。

第4次松前町総合計画にある基本計画、安全・安心、快適な松前町をつくるの3、環境、景観の保全と創造の主要施策5、地球温暖化対策の推進に2つの具体的内容が上げられています。1、地球温暖化防止計画に基づき、行政自らが率先して公共の温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進します。2、温室効果ガスの抑制に向けて、家庭や事業主における対策の啓発及び実践活動の推進に努めますとありますが、1、2それぞれについてどのようなことに取り組み、その結果どのような成果や課題が出たのか。公共の温室効果ガスの排出量がどれだけ削減できたかなどの具体的数値を用いて説明をお願いいたします。

3つ目です。

第5次松前町総合計画にある基本計画、活力あふれるにぎわいづくりの1、農水産業の振興の主要施策7、漁業経営体や後継者の育成、確保と定着促進に関係機関、団体との連携のもと、研修、指導体制の強化等により企業的経営感覚を持つ経営体や漁業後継者の育成、確保に努め、経営基盤の安定強化を図りますと書かれてあります。研修、指導体制の強化、企業的経営感覚を持つ経営体や漁業後継者の育成、確保、経営基盤の安定、強化、それぞれについてどのようなことに取り組んでいくと考えているのか、お聞かせください。

最後に、基本的計画、実施計画について、最初3点予定していたのですが、2点質問させていただきます。1つ目に予定していた実行計画についての質問なんですけれども、予算書参考資料に書かれていました。私の勉強不足でお手数をかけ申しわけございませんでした。

ということで、次の2つ目の質問に移ります。

基本計画は、基本構想と同じく10年とする、なお社会、経済情勢の変化に対応し、5年ごとに見直しを行うとありましたが、5年間を評価して課題があればそれに応じて見直すこともあるのか、お聞かせください。

最後の質問です。

150を超える施策がありましたが、これら全て同時進行するのは予算的に不可能だと思います。1年、あるいは二、三年で実行する重点施策や優先順位を決めているのでしょうか。

か。そういったことを話し合い、決定する調整委員会のようなものはあるのでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 第4次、第5次松前町総合計画についての御質問のうち、私からは人口の目標についてお答えをいたします。

第4次計画におきましては、策定当時、人口は微減傾向で推移していくことが予測されていましたが、積極的に第4次計画の全ての施策を実施することにより、人口を増加させ、3万5,000人を目指そうということで、この3万5,000人という数字を目標としたというふうに聞いてございます。つまり、この3万5,000人は、今後の松前町の発展を願い、期待を込めた人口目標でした。しかし、少子・高齢化による人口減少社会の進行などにより、人口の増加をさせるには至らなかったということでございます。

第4次計画の主要施策のうち、人口増加に直接つながるものとしては、計画的な市街地整備の促進などがありますが、正直現在のところ余り進捗が図られていません。

しかし、子育て家庭を支援する社会づくりにおける中学生までの医療費の無償化や、町のPR活動としてのイメージアップ戦略など、間接的に人口増加につながる暮らしやすい、魅力あるまちづくりを進めることで、一定の人口を保つことができたと考えています。

第4次計画期間の平成22年度と平成27年度の国勢調査の人口を比較すると、愛媛県内全ての市町で減少していますが、松前町は県下で2番目に減少率が低く、また平成30年の人口の社会動態では、愛媛県で唯一転入超過となるなど、ほぼ横ばいの状態を保っています。日本全国で人口が減少している中、横ばいで保っていることは第4次計画の成果であると考えています。なお、令和元年10月に公表された民間事業者の調査では、松前町がまちの住み心地ランキングで愛媛県内1位となっています。

第4次計画と第5次計画に同様の表現があることにつきましては、行政の業務は長期にわたり実施しなければならないものがあるため、総合計画に示す大きな方針は、同様の表現になります。しかし、総合計画に示された大きな方針や表現が同じであっても、具体的な施策については、方針に基づき、時期ごとに社会情勢に合わせ、計画的に実施計画で定め、新たな取組として実施していきます。

今後は、第5次計画を指針として、町民一人一人が日々健康で、生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができるまち、喜びあふれるまちまさを目指して、町民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

その他の質問については、関係部課長が答弁いたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 私からは、まず課題の整理についてお答えします。

第4次計画の課題が第5次計画の現状と課題に書かれていないという御指摘ですが、第4次計画の評価は、主要施策ごとに行い、課題を抽出しています。一方、第5次計画については、行政分野ごとに主要施策を掲げ、この行政分野ごとに課題を整理しています。

このように、第4次計画の評価に基づく課題と、第5次計画の課題は、対象としている範囲が異なるため、第4次計画の評価に基づく課題の一つ一つが全て第5次計画の課題として掲載されているわけではなく、また第4次計画の評価に基づく課題以外にも、今後の10年間を見据え、第5次計画で新たに実施しなければならないものもあるため、これらを含めた表現としています。このため、第5次計画においては、第4次計画の評価に基づく課題について、触れられていないものもあります。

続きまして、実施計画についてお答えします。

第5次計画の実施計画については、令和2年度から3年間を計画期間として令和2年度中に策定し、毎年ローリングすることによって進捗管理を行います。

優先順位については、実施計画策定の過程で企画会議を開催し、重要施策の位置づけや、実施時期などを検討していくことを予定しています。

その他の具体的内容の質問については、それぞれ担当課長から御説明いたします。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 地球温暖化対策の推進についてお答えします。

お尋ねの第4次総合計画における地球温暖化対策推進の2つの具体的内容のうち、まず1つ目の地球温暖化防止計画に基づき、行政自らが率先して公共施設の温室効果ガスの排出量削減に向けた取組について御説明いたします。

第4次松前町総合計画期間中の取組として、第3次及び第4次地球温暖化対策実行計画を策定し、この計画に沿って節電の促進など公共施設の運用改善、夏のエアコン電力使用量削減を図るための本庁や保育所における緑のカーテンの設置、松前公園体育館、松前町総合福祉センター及び松前総合文化センターの3施設の照明、空調設備を更新する省エネ改修工事などを行い、2018年度の温室効果ガスの排出量を第4次総合計画初年度の2010年度比で約6.5%削減できました。

次に、2つ目の温室効果ガスの排出抑制に向けて、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進について御説明いたします。

12月議会で影岡議員に答弁しましたとおり、資源を循環させるバイオマス推進事業、廃棄物を再資源化させるごみの分別収集運搬処理事業、環境問題を考えさせる子ども環境学園事業に加え、飲食店等の事業者に対し、おいしい食べきり運動推進店の登録の依頼などを行い、温室効果ガスの排出源である可燃ごみの排出量を、第4次松前町総合計画初年度

の2010年度約473万トンから2018年度約450万トンへと、約23万トン削減できました。

国では、公共施設の温室効果ガス削減量を2030年度に2013年度比で約40%削減の目標としていることから、温室効果ガス削減のため、町としても引き続きこれまで同様の取組を継続していくことが課題であると考えております。

このため、第5次松前町総合計画におきましても、主要施策の地球温暖化対策の推進に、引き続き第4次総合計画と同様の2つの具体的内容を掲げています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 私からは、第5次松前町総合計画の主要施策のうち、漁業経営体や後継者の育成、確保と定着促進についてお答えいたします。

本町の平成30年の漁業就労状況は、就業者数36人、漁業経営体数16経営体で、10年前と比較すると就業者数が17人減少、経営体数が4経営体減少しています。今後、将来にわたって本町の漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規就業者を安定的に確保し、漁業への就業定着を図るとともに、経営能力の高い漁業者を育成していくことが課題となっており、こうした現状を踏まえ、研修、指導体制の強化が必要と考えていることから、第5次総合計画の主要施策において、研修、指導体制の強化等により、企業的経営感覚を持つ経営体や漁業後継者の育成、確保に努め、経営基盤の安定、強化を図りますと掲げているところです。

この趣旨は、研修、指導体制の強化を実施することによって企業的経営感覚を持つ経営体や漁業後継者の育成、確保に努め、経営基盤の安定、強化を図るというものであって、実施するのは研修、指導体制の強化であり、議員御質問の企業的経営感覚を持つ経営体や漁業後継者の育成、確保及び経営基盤の安定、強化は、実施する事項ではありません。

研修、指導体制の強化については、第4次総合計画でも基本計画に位置づけ、漁業就業のための座学や体験漁業を実施する就業準備講習会、漁業現場での実践的な長期研修等の研修修了者に対して、漁船燃料代や漁業に必要な消耗品等の経費を助成する新規漁業就業者定着促進事業を実施し、新規漁業就業者の確保、育成に努めてきました。

今後も意欲のある新規就業者を安定的に確保し、漁業への就業定着を図るとともに、経営能力の高い漁業者を育成していくためには、研修、指導体制の強化が必要であると考えており、第5次総合計画においても同様の事業を引き続き実施し、漁業経営体や後継者の育成、確保と定着促進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁が終わりました。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 再質問させていただきます。

先ほどの農水産業の振興、漁業経営体の後継者の育成や確保と定着促進の件なんですけれども、私の読解力のなさかもしれませんが、町が総合計画を出すということは、松前町がこれをするんだというふうに私は受け取ったんです。ですから、ああこういうことを松前町がするんだな、前回あったときに私も言ったんですけれども、こういったことを町は支援をしていくのであれば、最後に強化を図るなど、そういったことに対して支援をしていきますというふうな文末になると思うんです。

これは私の読解力不足であれば申しわけないんですけれども、となると先ほどの答弁でいきますと、研修、指導体制の強化は実施するというところで、そのほかは、言ったら漁協に任せますよというような判断でよろしいのでしょうか。もし、研修、指導体制の強化、こういうふうにして今考えているんだということがあったらお答えいただきたいと思えます。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 町といたしましても、この漁業の就業定着促進、これを進めていくためには、まず漁業の収益力等を高める必要があるとも考えております。そのためには、漁業種類の転換であったり多角化等、就業力向上を図るための漁業活動に必要な技術であったり、経理や税務、流通であったり加工、そういった安全操業等を習得するといった場面が必要になってこようかと思えます。そういう意味合いにおきまして、町といたしましては研修、指導体制の強化を図り、そういうふうなところにつなげていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと補足をさせていただきます。

読解力不足ということでないんですけれども、こういう表現は行政文書でよくするんですが、これこれを行うことにより、もってこれこれを図り、これこれに努め、これこれを図るといような、これは定番的な言い方なんです。これは、後ろの2つが目指すものなんです。実際にやるのは一番最初に言ってること、これこれを行うことにより、こういったことやこういったことを目指しますと。追求することはそこなんだけども、当面やることはこれだけなんですよというのが一番最初に書いてあると、そういう文脈で書いてあるものなので、御理解をいただいたらと思えます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それぞれ私の勉強不足もあるんですけれども、私が考えるに、やはり総合計画でどちらかといえば抽象的な表現になるのは、もうこれはいたし方ないことだと考えております。

ただ、やっぱりそれぞれの課で具体的にこういう事業をすとか、具体的にこういう数

値を目指して事業をしていくんだということをしっかり持って、いろいろな事業に取り組んでいただきたいと思います。

そしたら、最後に私の意見を述べさせて、終わらせていただきたいと思います。

私は、第4次松前町総合計画とその総括報告書、第5次松前町総合計画を読み、施策などを計画、実行し、評価していることはよく分かりました。

しかし、評価で明らかにした分析、検証課題について改善点を考え、次への計画へと進むPDCAサイクル、こういったものが機能していないんじゃないかなと感じておりました。実際、以前私がなぜ4次の報告書が出てこないのかという質問をしたところ、第5次松前町総合計画の策定を急ぐ余り、第4次報告書が後になりましたという答弁がありました。この答弁からも、やはり機能していないんだなと感じました。

平成30年度、総務部の重点目標の中に第5次松前町総合計画の策定に着手するという目標がありました。本当にその時点から着手していれば、第4次をじっくり評価し、成果と課題を精査して第5次への改善っていうものができたとは私は考えております。そして、町長の5つのまちづくりを受け、基本目標、基本施策、そして主要施策を定めることができたのではないのでしょうか。目標達成のために、正しくPDCAサイクルを回していくということを望みます。そうすれば、業務の効率化や適正化を図ることができると私は考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 答弁ありますか。

（町長岡本 靖「1点だけ」の声あり）

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 最後の御発言の中で、お話をしておきたいことがあります。第5次の計画を急ぐ余り評価が後になったという御発言がありましたけれども、これは議会に御説明する順番が後先になったただけであって、当然5次計画を策定するに当たっては4次の評価を事前に行い、そのチェックに基づくPDCAのC、Aを回しているということはやっておりますので、スケジュール的な都合で5次がもう既に案外素案ができてしまったので、いわゆる評価の部分を説明するより先に5次の説明の方になってしまったという趣旨ですので、その点だけはお間違えのないようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 町長のお話はよく分かったんですが、やはり4次の評価と最低でも同時に出ないと、私たち見る側としては4次がどういう事業をして、どういう課題を持って、どういう成果が出て、ああこの5次ができたんだなというふうにして、どうしても見てしまいますので、できたら同時に出していただきたかったということです。

○議長（加藤博徳） 質問じゃありませんが。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） その点については、十分今後御意見を踏まえた対応にさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、第1問、第5次松前町総合計画について、SDGsを踏まえた施策の展開とあります。SDGsとは、持続可能な開発目標の略称で、2015年9月国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年で達成するために掲げられた目標とあります。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

第5次松前町総合計画は、そのSDGsを踏まえた施策の展開となっております。その内容は多岐にわたっておりますので、以下数点に絞って質問いたします。

第3編基本計画の第1章の安全・安心な生活環境づくりの中で、防災・減災の促進、現状と課題の中で、海岸や河川の治水対策を促進するとあるが、長尾谷川の川底の掘削はどうなっているのでしょうか。

主要施策(1)総合的な防災体制の確立の中で、あらゆる危機に迅速かつ適切に対応できる体制を庁内に構築とありますが、県統一の要援護者管理システム、被災者支援システムの進捗状況をお聞かせください。

環境保全と景観の創造、バイオマスタウン構想の推進で、ヒマワリの種の食用油、バイオディーゼル燃料とありますが、未利用のバイオマスの稲わら、麦わら、もみ殻等の利用は想定していないのでしょうか。

循環型社会形成の推進とありますが、生ごみの資源化の検討とあるが、その具体策はあるのでしょうか。

し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努めるとありますが、適正処理とはどんなことをいうのか。廃棄物系のバイオマスとしての活用を考えているのか。

第3編の基本計画第2章、笑顔で暮らせる健康づくりの中で、子育て支援の充実、主要施策の中の地域みんなで子育てを考えるまちづくりの中で、家庭、地域、企業、行政など様々な担い手による連携、協働のもと、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりとあ

ります。この趣旨を踏まえるならば、ファミリー・サポート・センターの拡充が重要な位置を占めると考えます。このたびの幼児保育無償化で、利用会員に対する助成が数名ではあるが実現したと聞いております。利用会員に対する助成対象の拡大、サポート会員に対する当町独自の助成制度の考えはどうか。

以上、第1問目で質問させていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 第5次松前町総合計画のうち、私からは長尾谷川の河床掘削についてお答えします。

二級河川長尾谷川は、町の防災上、重要な河川であることから、これまでも河川管理者の愛媛県に対し、長尾谷川の河床掘削を実施し、流下能力や貯水能力を向上させることを強く要望しています。現在、愛媛県においては、長尾谷川の治水対策のため、流末の遊水池に堆積した土砂の除去を行っているところです。

ほかの答弁については、各担当課長から行います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） それでは、私からは要援護者管理システム・被災者支援システムについてお答えします。

要援護者管理システムとは、平時に避難行動要支援者名簿を作成するシステムであり、被災者支援システムとは、発災後の家屋被害認定調査から罹災証明書発行、生活再建支援事務の管理を一元で行うシステムであり、2つは全く別のシステムです。

要援護者管理システムについては、町単独で避難行動要支援者管理システムとして平成28年度に導入しており、被災者支援システムについては、県下統一で愛媛県被災者支援連携システムとして今年度末に導入し、新年度から運用します。

以上です。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、バイオマスタウン構想の推進で、未利用バイオマスの稲わら、麦わら、もみ殻等の利用の想定についてお答えいたします。

未利用バイオマスの稲わら・麦わら・もみ殻等の利用については、現在農業経営者が土づくりのため田畑にすき込んだり、しめ縄等の材料として利用するなど、行政がかかわることなく循環しており、また廃棄物として排出されてないため、現在利用の想定はしておりません。

続きまして、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理及び廃棄物系バイオマスとして活用についてお答えいたします。

松前町で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園に委託して処理しています。塩美園は、汚泥再生処理センターとして整備され、平成12年の建設当時から汚泥残渣を使って肥料を製造し、廃棄物系バイオマスとして活用しているところです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法としては、主処理設備及び高度処理設備で水質浄化処理をした上で、公共用水域に放流するとともに、処理後の汚泥残渣は一部を肥料として製造し、残りは焼却処理を行っているものです。現在行っている方法が適正処理であると考えています。

以上です。

(「生ごみはどうなるの」の声あり)

すいません。失礼しました。

生ごみの資源化の具体策についてお答えいたします。

生ごみの資源化については、全町で生ごみを分別回収し堆肥化することを目指し、平成29年度から平成30年度までの2か年間、東古泉地区において生ごみ減量・リサイクル実証事業を実施しましたが、分別精度が低い、集積場所のおいが強い、収集運搬費用及び堆肥化費用が大きい等の問題があったことから、全町での実施を断念したところです。

現時点では、生ごみの資源化の具体策はありませんが、今後生ごみの資源化に係る先進的な取組を行っている事例等の情報収集に努め、本町に適した方法を費用対効果も含め、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 子育て支援の充実についてお答えします。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所や認定こども園を利用していない子どもが保育の必要性の認定を受けて、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合は、無償化の対象となりました。援助報酬が無償となった子どもの人数は、10月から12月までの3か月間で延べ7人でした。

ファミリー・サポート・センター事業の援助報酬は、育児の援助を受けたい利用会員が、援助を行ったサポート会員に支払う仕組みで、金銭の授受は会員相互間で行っています。令和2年度中に、サポート会員に対する援助報酬額を引き上げるとともに、低所得世帯の利用会員に対しては、援助報酬額の一部を補助する制度を創設して、負担の軽減を図り、子育て世帯が制度を利用しやすい環境を整えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

それでは、全てお答えいただきましたが、まず長尾谷川の掘削については実施しているということではありますが、私がいつも目にするのは中学校の裏側、これはずっと草が生えたままで、以前お聞きしたときにはバイパスというか国道56号まではやりますという御返事をいただいて、ずっとそれから見てるんですが、掘削されてないと思うんですが、先ほどの御答弁はどこの部分を土をのけてるということなんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 現在実施しておりますのは、長尾谷川の流末にあります遊水池の土砂を除去しとるということです。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） そうしますと、中学校、あるいはバイパスまでの間はこれから継続して進むということによろしいのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 先ほどの答弁にもありましたように、松前町としてはその管理者である愛媛県に対して、長尾谷川の河床掘削を要望しておりますが、愛媛県についてもある程度予算を確保してくれた上で、特定な場所の河床掘削をしております。御指摘の松前中学校の南側についても、数年前は河床掘削しておりました。河床掘削したときはきれいな河床になっていたんですけども、アシとかという植物が非常に強いもので、すぐに伸びてくるというふうな状況で、今現在アシが生えてきとんだらうと思います。

河床掘削については、国道56号のまだ東側の一部まで河床掘削をしたような経緯がございますので、そういう経緯があつて愛媛県として予算の許す範囲で河床掘削をしているというふうなことでございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） それでは、防災体制の被災者支援システムについて再度質問いたします。

これが町内で実施というか運用されるのは、聞き漏らしたんだと思うのですが、来年ですか、来年からということですね、はい。その時点では、いわゆる防災訓練と当のそれとリンクしてそのシステムの継承をしていくという考え方であるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 被災者支援システムに関しましては、愛媛県下で統一したシステムを利用することとなっております。ですので、県統一でシステムの利用訓練を行ったりすることもありますし、町単独で担当者に対しての訓練ということで行うことも、今後予定はしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

し尿処理浄化槽汚泥うんぬんについては、私の勉強不足で既にバイオマス化の処理をされているということなのですが、肥料にされるということにおいて、肥料を販売する形態なんですか、それとも支給する形態なんでしょうか。販売するとその収益金は上がってくるかと思いますが、それについての使い方があれば御返答いただきたらと思います。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 塩美園のホームページにも載ってはおるんですけど、15キログラム入り、1袋100円で販売をしております。名前は、せとうちっていう名前となっております。これについては、事務所の方にいっていただきたら購入できると聞いております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

それでは、子育て支援のファミリーサポートについて、これは町長の方で予算のところの説明がありましたけれども、今のお話では具体的に実施予定というのは、めどというのはあるのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 現在、要綱の整備中でありまして、要綱が整い次第、実施の方は行いたいと思っております。

新年度、令和2年度中になりますけれども、また整い次第行いたいと思います。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 令和2年度ということは、来年……

（「目標は当初です」の声あり）

目標ですね。

（「目標は年度当初からに」の声あり）

当初ですね。

○議長（加藤博徳） 2人で勝手に判断しないように。

○5番（影岡俊範議員） 申しわけないです。

内容的には、具体化はしてるのでしょうか。今は700円だとか、いわゆる800円だということになってますが、それにどれだけプラスするか、どういう形態での助成をするかというところについて、お答えいただけるようでしたら答えていただきたらと思いますが。

○議長（加藤博徳） お答えできるようであれば。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 先ほどの答弁でお答えしましたように、サポート会員に対して補助の報酬額を引き上げ、更にその利用会員に対してはその補助、援助の報酬額の一部を補助するという制度という形になろうと思います。

現在、時間700円というような設定になっておりますが、今の予定では1,000円ということにして、助成に関しては500円助成を行うというように予定をしております。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

それでは、2問目に移らせていただきたいと思います。

環境に優しく持続可能性のある学校づくりとはというところで、エコスクールについて御質問させていただきます。

エコスクールとは、環境を考慮して整備された学校施設のことではありますが、当町の学校施設におけるエコスクールの取組について、実績があれば御紹介ください。松前中学校建設に当たって、設計はエコスクールに対応しているのでしょうか。

次は、エコスクール・プラスについて、地中熱、地中に埋設した換気用チューブ等に空気などを循環させて熱交換する、雨水利用、建物や屋根から集めた雨水を貯水槽にためてろ過処理をしてトイレ洗浄水や校庭の散水に利用する、屋外緑化、校庭を芝生化するなど、エコスクール・プラスに対する今後の事業計画はありますかということについて質問させていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） エコスクールについてお答えします。

エコスクールとは、議員が言われるように環境に配慮した学校施設のことです。

町内の小・中学校でのエコスクールの取組として、岡田小学校、北伊予中学校及び松前中学校の3校は、太陽光発電設備を設置し、発電した電力を活用しています。また、松前中学校の体育館は、雨水を貯水槽にため、トイレの洗浄に使用しています。岡田中学校が夏場に実施している緑のカーテンもエコスクールの取組の一つです。

松前中学校の改築において環境に配慮したことは、省エネ対応としてLEDランプの使用、主要な教室の内装の木材の使用、外壁、1階床下及び天井裏等の断熱材の使用、断熱効果を高めるための複層ガラスの使用、節水対応としての女子トイレの擬音装置の設置等です。

次に、エコスクール・プラスについてお答えします。

エコスクール・プラスとは、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等に対して、環境に配慮した施設整備を行う学校を認定するものです。

議員御指摘の地中熱利用、屋外緑化等エコスクール・プラスの認定を受けるために必要な施設の整備については、多くの費用がかかるため、エコスクール・プラスの認定を受ける考えはございません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

松前中学校、あるいは学校に関しては、このエコに対する対応は十分完璧とはいませんが、非常に対応していただいているということ再認識させていただきました。ありがとうございます。

エコスクール・プラスについては、これは私もいろいろ調べましたが、経費がかかる、非常に芝生をとりましたら維持管理費、ランニングコスト、これを考えたら今やるべきことではなくって、それに経費をかけるんだったら校務支援システムを早くやった方がええというふうな感じになりましたので、そういった意味でこれを無理やり要求するわけではございません。

これについては、基本的には学校の建物というよりも町内の公共建物に対する施策がこれに凝縮されてましたんで、本来はこういう考え方を公共施設においてどう展開していくのかということの一つの提案として、このエコスクールというこの取組を公共施設全体のものとして捉えていただけたらという、これからのものとして取り組んでいただけたらと、こういうことで質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 先ほどの答弁の中で、一部抜けておりましたので、ちょっと訂正させていただきます。

利用会員に対する援助報酬の補助の制度の創設ということで、全ての利用会員という形ではなくて、低所得世帯の利用会員に対する補助という形になります。

○議長（加藤博徳） 700円、1,000円っていうやつやな。

影岡議員、よろしいでしょうか、今の。

（5番影岡俊範議員「ちょっと聞いておりません。どう、ちょっともう一度」の声あり）

もう一度。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 利用会員に対して援助報酬額の一部を補助する制度を創設することで回答をしておりましたが、低所得世帯の利用会員に対して援助報酬額の一部の補助をする制度という形になります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 低所得者というくくりがあるってということですね。全員にということではないということですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 以上で影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後0時7分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

3月18日（第3号）

令和2年松前町議会第1回定例会会議録

令和2年3月18日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1番 早瀬 隆 士  | 2番 西村 元 一   | 3番 渡部 恵 美  |
| 4番 曾我部 秀 司 | 5番 影岡 俊 範   | 6番 田中 周 作  |
| 7番 住田 英 次  | 8番 稲田 輝 宏   | 9番 加藤 博 徳  |
| 10番 藤岡 緑   | 11番 村井 慶太郎  | 12番 岡井 馨一郎 |
| 13番 三好 勝 利 | 14番 伊賀上 明 治 |            |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 和 田 欣 也 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 大 川 康 久 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 税 務 課 長       | 米 澤 浩 樹 |
| 福 祉 課 長       | 山 田 運   |
| 町 民 課 長       | 重 松 修 平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局<br>書 記 | 徳 本 敏 子 |

令和2年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.3

|       |                                                      |          |    |
|-------|------------------------------------------------------|----------|----|
|       | 令和2年3月18日(水)                                         | 午前10時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                           |          |    |
| 日程第2  | 議案第3号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例                            |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第3  | 議案第4号 松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例                     |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第4  | 議案第5号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例           |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第5  | 議案第6号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例             |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                 |          |    |
| 日程第6  | 議案第7号 松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例                           |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第7  | 議案第8号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例           |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第8  | 議案第9号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                         |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第9  | 議案第10号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例                         |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第10 | 議案第11号 松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第11 | 議案第12号 松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第12 | 議案第13号 松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例                   |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                               |          |    |
| 日程第13 | 議案第14号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例                         |          |    |

|       |                       |                              |    |    |
|-------|-----------------------|------------------------------|----|----|
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）         | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第15号                | 第5次松前町総合計画の策定について            |    |    |
| 上程    | 委員長報告（第5次松前町総合計画審査特別） | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第15 | 議案第16号                | 令和元年度松前町一般会計補正予算（第7号）        |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第16 | 議案第17号                | 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第17 | 議案第18号                | 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第18 | 議案第19号                | 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）    |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第19 | 議案第20号                | 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第20 | 議案第21号                | 令和2年度松前町一般会計予算               |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第21 | 議案第22号                | 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算         |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第22 | 議案第23号                | 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算        |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第23 | 議案第24号                | 令和2年度松前町介護保険特別会計予算           |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第24 | 議案第25号                | 令和2年度松前町水道事業会計予算             |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第25 | 議案第26号                | 令和2年度松前町下水道事業会計予算            |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）           | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第26 | 議案第27号                | 副町長の選任について                   |    |    |
| 上程    | 提案理由説明                | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第27 | 議案第28号                | 松前町教育委員会委員の任命について            |    |    |
| 上程    | 提案理由説明                | 質疑                           | 討論 | 採決 |
| 日程第28 | 議案第29号                | 令和元年度松前町一般会計補正予算（第8号）        |    |    |
| 上程    | 提案理由説明                | 質疑                           | 討論 | 採決 |

閉 議  
町長挨拶  
閉 会

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

10番藤岡緑議員、11番村井慶太郎議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第3号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第3号松前町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、「第243条の2」を「第243条の2の2第3項」に改正するが、項に限定したということかとの質疑があり、改正前の条例は、項まで引用しているもの、条だけであったり、順番もばらばらであったため、この際ということで、項まで引用するよう改めたものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第3、議案第4号松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、改正前が「第3条第1項」、改正後が「第6条第1項」に変わったが、内容は変わるのかとの質疑があり、その内容は、電子情報処理組織による申請等という同じ内容のもので、少し修正はされたが、大まかに変わったところはないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第5号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第5号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に誤りがあったため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、規定の誤りを訂正するため、「1週間当たり」を「1日当たり」に改正したが、修正を踏まえての person 費の予算となっているかとの質疑があり、直接的に今の当初予算には影響ないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第5、議案第6号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、岡田小学校放課後児童クラブの施設整備に伴い、その位置を変更するため、所要の改正を行うものです。

審査において、施設の完成が2か月遅れるため、その間、小学校の特別教室を借りるが、校舎の警備のセットや解除について学校教育課と協議はできているかとの質疑があり、今後、協議を行い、警備について間違いのないようにしたいとの答弁がありました。

次に、位置変更とあるが、分筆したのか、分筆したのであれば面積、登記費用はどの質疑があり、分筆を行い、面積は667平方メートルで、分筆登記費用は、平成30年度の岡田小学校放課後児童クラブの新築工事設計委託料の中に含まれているとの答弁がありました。

委員からは、提案する際は、面積など詳細を先に説明してもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第6、議案第7号松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、町が施行する土地改良事業に相当する事業に係る地元の負担について明確化し、及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第8号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第8号松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、条例中に交通量が多い等とあるが、判断基準はあるのか。自動車の交通量1日4,000台以上について、交通量を調べたものがあるのかとの質疑があり、交通量の判断は参考資料にあります。国土交通省からの通知、注釈を参考に判断する。この条例は、今後、道路の新設や拡幅をする場合に基準とするもので、道路整備を計画する場合に、交通量を調べた上で自転車通行帯の整備が必要かを判断することになる。具体的な路線を決めているのではなく、今後の道路整備の基準とする条例であり、自動車の交通量が多いから直ちに自転車通行帯を整備するものではないとの答弁がありました。

また、参考資料にある自動車交通量等の数字が国土交通省からの通知によるものであることについて、松前町独自の基準が必要ではないかとの質疑があり、独自基準は考えていないが、柔軟に対応したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第8、議案第9号松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道に係る占用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第10号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第10号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに町営住宅及び改良住宅の入居条件を緩和するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、連帯保証人を1人にするということについて質疑があり、新たに入居される方については1人とするもので、現在入居している方の連帯保証人は2人のままであるとの答弁がありました。

また、国土交通省は、身寄りのない高齢者や低所得者の住まいを確保するということで連帯保証人はなくてもよいのではとの質疑があり、本町については、入居者の緊急連絡先、家賃の滞納などで1人は確保したいと考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第11号 松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第11号松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、公営企業法適用の下水道事業になると一般会計からの繰り出しがでにくくなるのではないかとの質疑があり、一般会計からの繰り出しをいただきながら運営をしていくこととなる。組織の名称、会計基準は変わるが、内容的な形は変わらないとの答弁がありました。

また、上水道事業、下水道事業をあわせて外部委託する考えはないかとの質疑があり、今のところ一括して全ての業務を民間委託することはありませんとの答弁がありました。

次に、事務局の職員定数を14人とするとなっているが、事務局職員と今後の増員予定について質疑があり、職員は水道事業6名、下水道事業5名である。人件費など町全体となるので、職員の配置については今のところ分からないとの答弁がありました。

次に、下水道事業は現在旧松前地区を中心に整備をしているが、一般会計から下水道事業に繰り出しをすることは、整備がされていない北伊予、岡田地区は不公平感があると思うが、どのように考えているのかとの質疑があり、下水道が整備されていない地域には浄化槽設置に補助金の交付を行っているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第12号 松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第12号松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第13号 松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討  
論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第12、議案第13号松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、水道事業及び下水道事業の業務に関する負担付きの寄附の受領等及び町が支払うべき損害補償の額の決定に係る議会の議決を要する範囲の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、負担付きの寄附または贈与とはどういうものかとの質疑があり、負担付きの寄附または贈与は、町に対して一定の条件をつけて寄附をするもので、一定の条件が履行されない場合には寄附が解除される寄附ですとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第14号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例(上程、
委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第14号松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、水道法の一部を改正する法律により給水装置工事事業者の指定に係る更新制度が導入されたことに伴い更新手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、条例第9条から第11条までを削除した理由について質疑があり、現状において町職員が給水装置工事をすることはないため、現状に合わすため削除したとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第15号 第5次松前町総合計画の策定について（上程、委員長報告（第5次松前町総合計画審査特別）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第15号第5次松前町総合計画の策定についてを議題とします。

第5次松前町総合計画審査特別委員長の報告を求めます。

第5次松前町総合計画審査特別委員長岡井馨一郎議員。

○第5次松前町総合計画審査特別委員長（岡井馨一郎議員） 去る3月2日の本会議において、第5次松前町総合計画審査特別委員会に付託されました議案第15号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、松前町議会基本条例第17条第1号の規定により議決を求めるものです。

審査において、計画期間が10年間と長いがとの質疑があり、総合計画はまちづくりの大きな方向性を示すもので、この計画の方針に基づいて、毎年実施計画を立て、事業を実施し、社会情勢等の変化により基本計画については見直しを行う場合もあるとの答弁がありました。

次に、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との兼ね合いはとの質疑があり、総合戦略は人口減少を抑えるための計画であり、町のまちづくりの方向性を示す総合計画は必要であるとの答弁がありました。

また、総合戦略だけあれば十分ではないかとの質疑があり、総合戦略も今年度が最終年となるため見直しをしているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、総合戦略は主要事業、成果目標などが示されていて、職員が取り組みやすいとの意見がありました。

次に、人口と世帯の状況の数値が平成27年国勢調査の数値が使用されているが、近々の資料を使うことはできないのかとの質疑があり、計画策定では国勢調査の数値を使っている。住民基本台帳人口もあるが、実際に松前町に住んでいる人数を基準とする国勢調査を利用することとしているとの答弁がありました。

次に、安全・安心を重視したまちづくりについてやっているかとの質疑があり、海岸線のハード整備は国、県が行うところであり、要請している。町としては、情報伝達のための施設等の整備などを行っているとの答弁がありました。

次に、2年前の予算成立後の第5次総合計画策定の取組について質疑があり、平成30年度から情報収集を行い、計画の内容について内部協議し、そのつくり方として、アンケート

トのとり方、ワークショップの開催数などを詰めていったとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、P D C Aをうまく回して、第4次総合計画の評価、整理を先にするべきではなかったか。今後、いろいろな場面でP D C Aをうまく回してほしいとの意見がありました。

次に、基本構想の土地利用に関する質疑があり、来年度から町の土地利用について、庁内検討と有識者を含めての検討を行うこととしている。都市計画マスタープランの更新も必要があれば検討していきたいとの答弁がありました。

委員からは、人口増のためにも、田園住宅地ゾーンを住宅市街地ゾーンに変更することや、北黒田海岸部、新貨物駅周辺、J R予讃線や伊予鉄道各駅周辺の土地の有効利用について検討の必要があるとの意見がありました。

次に、主要施策の検討する、努めますなどの表現が弱いと、言い切ることができないかとの質疑があり、言葉の使い方であり、消極的な意味合いではないことを御理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、第5次総合計画はなぜ5章編成となったか、主要施策数は適正かとの質疑があり、今後のまちづくりを考えた結果として5章の編成となった。施策数は、第4次総合計画の主要施策の判定理由にかかわらず、引き続き継続して実施していかなければならないものもあり、新たなまちづくりを検討した結果の施策数となっているとの答弁がありました。

次に、第4次総合計画総括報告書の主要施策である水と緑に関する指針の策定がE判定であるが、残された課題等は特になしとなっている。第5次総合計画での取組はとの質疑があり、第4次総合計画の期間中に都市公園の整備がないためE判定となっている。今後10年間のうちに公園を整備することも考えられるため、主要施策としているとの答弁がありました。

委員からは、報告書の課題等にはなぜできなかったかを入れてほしいとの意見がありました。

次に、主要施策名と内容の文章が合っていないものがあるが、変更できるかとの質疑があり、主要施策名は、その下に複数の事務や事業があるため、全てを含めた施策名とすることが困難であるため、大きなもの、代表的なもの、主要なものなどを取り上げて主要施策名としている。主要施策名には内容の全てを含んで表記しているため、主要施策名と内容は一致していると認識しているとの答弁がありました。

次に、第4次総合計画は自己採点しているが、第5次総合計画はどうするのか、何点くらいが合格点と考えているかとの質疑があり、第5次総合計画は外部評価の導入を検討することとしている。60点は越えたいと考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第16号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第7号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第17号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第18号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第19号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第20号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第16号令和元年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第16、議案第17号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第17、議案第18号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第18、議案第19号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第19、議案第20号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る3月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第16号から議案第20号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第16号令和元年度松前町一般会計補正予算第7号は、歳入歳出予算それぞれ3億8,089万円を追加し、総額を118億2,023万7,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、特に質疑はありませんでした。

産業建設部所管については、商工総務費の工事請負費の減額について質疑があり、306万6,000円の減額は、街路灯整備事業費として1,263万6,000円を計上していたが、契約額957万円となったため不用減額するものである。実施に当たり、改めて設計をしたところ、撤去費が安くなったとの答弁がありました。

次に、農地費の浸水想定区域作成委託について質疑があり、横田地区にある2か所の農業用ため池について浸水想定区域図を作成するものです。2か所のため池は改修済みであり、新たに対策を講じることはないが、万が一のための浸水想定区域図を作成するものとの答弁がありました。

また、事業費60万円の根拠とこの時期に予算計上した理由について質疑があり、60万円は国から示されたものであり、国、県から今年度予算で計上してもらいたいと要請があったため計上した。年度内完成は見込めないため、予算を繰越して事業を行いたい。作成した区域図の住民への周知方法は、ホームページへの掲載と町の方で区域図を印刷し、地域住民等に配布するなどしたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、小学校営繕事業の北伊予小学校トイレ改修工事について、耐震化の補助とどのような関係があるのかとの質疑があり、北伊予小学校は耐震化工事の対象とならなかったため、大規模改修を行っていなかった。今回、国から学校施設環境改善交付金を受けて、校舎及び体育館のトイレの洋式化、多目的トイレの設置を行うものであるとの答弁がありました。

また、改修費用が1億円以上となっているが、必要なのかとの質疑があり、便器、配管も含めた全面改修を行うためであるとの答弁がありました。

グラウンドの西側にある屋外トイレの改修は行わないのかとの質疑があり、改修は校舎と体育館のトイレ改修を行うもので、屋外トイレについては行わない。改修の予定もないとの答弁がありました。

委員からは、屋外トイレは衛生環境上問題がある。撤去するか、1か所でも外から入って使用できるトイレの設置を検討してほしいとの意見がありました。

次に、GIGAスクール事業の事業費について質疑があり、予算額は概算金額となって

いる。今回計上した1億395万円は、普通教室、特別教室の高速無線LANの整備、普通教室のタブレット端末保管庫及び充電器設置とネットワーク環境整備に要するものです。来年度、令和2年度から令和5年度までタブレット端末を順次整備し、令和5年度に全学年タブレットがそろったリース費用は年額4,000万円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

保健福祉部所管については、子ども・子育て支援費の負担金1,630万1,000円の内訳と増額の理由について質疑があり、負担金の内訳は、公立保育所負担金88万9,000円、認定こども園等負担金630万7,000円、私立幼稚園負担金910万5,000円である。負担金の当初予算積算では、翌年度の子どもの年齢ごとに何人入るのか不確実であるため、その年の人数を参考に予算を組むようにしている。保育所、認定こども園は子どもの年齢により1人当たりの金額が変わり、当初予算とずれが生じるため、最後に調整をかけるようにしている。当初予算積算において、子どもの利用人数が確定していないことが原因であるとの答弁がありました。

次に、マイナンバーカードの交付率と交付枚数、来年度からの窓口時間延長サービスの終了について質疑があり、2月末時点での交付率は15.45%、交付枚数は4,777枚である。窓口時間延長サービス終了は、昨年2月15日からコンビニ交付サービスを始めたことにより、住民票、印鑑証明書が早朝6時30分から23時まで土日でもとれることから、時間延長を終了することとした。発行枚数は、開始から473枚となっているとの答弁がありました。

また、コンビニ交付サービスの利便性はあるが、利用することで町の経費もかかっていることを利用者が分かっていないと思うが、窓口時間延長サービスは今後も行わないのかとの質疑には、住民の方の要望があればまた考えると思いますとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第17号松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳出は、第三者行為求償事務手数料の増額と、平成30年度特別交付金で歳入があったことから精算のため一般会計繰出金を計上し、歳入は、第三者行為賠償金を増額し、普通交付金の計算方法が変更になったことから財源の組み替えを行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、広域連合の決算確定に伴う事務費の減額及び保険料の決算見込みに伴い増額するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告します。

次に、議案第19号松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の保険事業勘定の保険課所管分は、介護給付費の決算見込みによる歳出及び歳入と、国が高齢者の自立支援・重度化防止等の町の取組を支援する保険者機能強化推進交付金を歳入として補正するものです。

健康課所管分の介護サービス事業勘定の歳出は、介護予防支援事業費が、ケアプランの委託件数が見込み件数を上回ったため不足分を計上するものです。

歳入は、介護予防支援サービス計画費収入が、要支援の認定を持っている方でサービスを使う方が見込みより増えたため増額し、介護サービス事業勘定の決算見込みで一般会計からの繰入金が必要となるため減額するものです。

審査の過程において、保険課の地域密着型介護サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の減額について質疑があり、小規模デイサービスの予算が介護予防サービス等給付費から地域密着型サービスへ移行し、当初予算で見込んだ額を下回ったことによるものであると答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第20号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、繰越明許費で今年度中の完成が見込めなくなったため、9件の繰越しと、入札減少金など決算見込みにより予算額を減額するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第16号から議案第20号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

11時45分まで休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第20 議案第21号 令和2年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第21 議案第22号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 2 年度松前町後期高齢者医療特別会計予算（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 2 年度松前町介護保険特別会計予算（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 2 年度松前町水道事業会計予算（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 2 年度松前町下水道事業会計予算（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第20、議案第21号令和2年度松前町一般会計予算、日程第21、議案第22号令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第23号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第24号令和2年度松前町介護保険特別会計予算、日程第24、議案第25号令和2年度松前町水道事業会計予算及び日程第25、議案第26号令和2年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る3月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第21号から議案第26号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第21号令和2年度松前町一般会計予算は、総額を111億2,878万4,000円とするものです。前年度に比べ4億7,474万9,000円の増となっています。

審査の過程において、総務部所管については、広報事業の松前町勢要覧2020作成業務委託料について質疑があり、発行部数は3,000部、来年度末の完成である。一般配布は予定しておらず、対外的に配布することとしており、松前町をPRするときのツールとして活用予定である。また、今回の町勢要覧にはAR動画を導入予定であり、印刷物上にARコードを表示し、それを読み取ることで動画が見られるような工夫をするとの答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊募集事業について質疑があり、隊員の募集予定であり、松前町に住んで地域おこしの活動をしてもらおう。募集は1名を予定しているが、多くの受け入れは可能である。町内在住者では観光資源を見出しにくいことから、外部の人の目から見た新たな観光資源の掘り起こしを図ってもらおうとの答弁がありました。

次に、防災整備事業費について質疑があり、大規模地震災害対策基金繰入金はどのような収入かとの質疑があり、町で大規模地震災害対策基金を設けており、基金を取り崩して備蓄品の財源とするものであるとの答弁があり、基金条例は取り崩しができるようになっていたのか。東日本大震災の際は特別に取り崩しをしたが、このようなことにも使えると

条文にあるのかとの質疑に対し、条例に書いてある、平成31年度当初予算でも取り崩しをしたとの答弁がありました。

また、事業費が138万円減額となった理由について質疑があり、備蓄品の数は変わらない。財政課へ単価の見積りを依頼しているが、その単価が下がったためであるとの答弁がありました。

次に、防災一般管理事業について質疑があり、屋外子局機器修繕は、屋外の放送子局は10年経過しているため劣化した蓄電池の取替えを行う。

防災行政無線関係委託料は、防災行政無線設備の保守、防災関係システム使用料は、スマホ、携帯に防災行政無線放送の内容を飛ばすためのシステムの使用料、防災関係システム等負担金は、来年度から運用する県下統一のシステムの負担金であるとの答弁がありました。

次に、第9分団消防詰所建築工事の着工予定と完成予定について質疑があり、工事前には住民の皆さんにお知らせをする。現在、予定地に看板を設置している。入札は6月頃、それ以降の着工となる。来年3月の竣工を予定しているとの答弁がありました。

次に、消防団員報酬、手当について、310人と前年度と同じ人数であるが、予算が320万円程度上がっている理由は何かとの質疑があり、来年度消防団の操法大会が開催される。訓練、練習に係る手当分が増額となっている。大会前2か月間ほど週4日ペースで操法の練習を行い、練習に参加する人全てが対象者であるとの答弁がありました。

次に、国土強靱化地域計画について質疑があり、今回初めてつくる計画である。地域においては努力義務だが、地域の課題、強み、弱みを入れ、その対策を計画に載せていれば、必要な費用を国が補助するという計画になる。計画策定に国費はつかないが、策定された事業を進める際には国費がつくとの答弁がありました。

次に、財政管理費委託料の財務書類等作成業務委託料が増額になっていることについて質疑があり、固定資産台帳異動更新と連結財務書類作成支援を合わせた金額であるとの答弁がありました。

次に、総務費国庫補助金の中間サーバー運用経費補助金326万7,000円が増額になっている理由について質疑があり、次期システムへの更新に係る補助金が増えたものであるとの答弁がありました。

次に、市町村たばこ税を300万円増収と見込んでいるのはなぜかとの質疑があり、税率改正があるため増収と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、賦課徴収費の委託料について質疑があり、不動産鑑定委託料が減額となった理由は、鑑定評価業務が不要となったためである。また、賦課徴収事務等電算処理委託料が減額になった理由は、ASPサーバーの設定委託料が不要となったため減額するものであるとの答弁がありました。

委員からは、金額の変動が大きいものについては、最初の説明段階で内容を明らかにしていただきたいと意見がありました。

産業建設部所管については、まさき夏祭り運営支援について質疑があり、松前町、松前町商工会、各種関係団体で構成するまさき町夏祭り実行委員会に補助金を交付している。松前町商工会は夏祭り実行委員会の構成員の一員で、夏祭り実行委員会は自立できる団体ではないため、夏祭りの運営の支援として補助金の交付を行っているとの答弁がありました。

次に、はだか麦プロジェクトについて、「はだかむぎゅ」がまさき村で販売されていないのはなぜかとの質疑があり、この商品はあわしま堂が製造しており、3月1日の段階では、あわしま堂と取引のあるスーパーマーケット等を中心に販売開始している。地産地消の拠点となるまさき村で販売ができるよう、あわしま堂に働きかけているとの答弁がありました。

また、国費が2分の1つく事業であり、予算を上げ、はだか麦の商品を充実させるような考えはないのかとの質疑に対し、令和2年度は「はだかむぎゅ」のPRを中心に行っていきたいと考えている。今後は、食材以外で環境的に使用することはできないか、他の分野での利活用について検討したいとの答弁がありました。

次に、松前町産業まつりについて、今年度は市町振興協会から補助金があったが、来年度はないのかとの質疑に対し、市町振興協会のイベント助成金は2年連続ではいただけないことから、令和2年度はまさき夏祭り運営支援の補助金として申請する予定であるとの答弁がありました。

次に、レンタサイクル事業について、実績を見ると、初年度52台、2年目107台程度で、1台当たり2万円の補助の計算になる。事業的に今後どうするのかとの質疑があり、令和2年度は事業を継続し、事務事業評価で成果を見て、効果がなければ一旦打ち切りたいと考えている。効果があれば引き続き継続したいとの答弁がありました。

委員からは、借りた時間、返した時間を見ると滞在時間が分かり、行き先を聞くようにすると行った先の整備も検討できるのではないかと。滞在時間を調べ、数字的根拠を持って効果があるかの立証をしていただきたいとの意見がありました。

次に、水産業振興費の新規漁業就業者補助が今年度で終わるため補助金が減額という説明があったが、第5次松前町総合計画に漁業後継者の育成確保に間接的に関与するということは、新年度新規就業者に補助は考えていないのかとの質疑があり、令和2年度の当初予算について、今のところ対象者はいないが、今後、漁協と連携を図りながら、国の事業等を活用し、定着促進、確保に努めていきたいとの答弁がありました。

委員からは、総合計画にあるということは、国の事業等にかかわらず松前町で支援することだと思う。補助金の項目を上げておかないと出所がない。令和3年度以降は上げてい

ただきたいとの要望がありました。

次に、森林環境譲与税について、山のない松前町は納めた額に対して譲与税が少なく、山のない町に特例をつくってもらえるよう国に打診はできないのかとの質疑があり、現状としては打診できる機会はない。機会があれば伝えるとの答弁がありました。

次に、町営・改良住宅管理事業のその他の歳入1,926万円は何かとの質疑があり、住宅の家賃収入であるとの答弁がありました。

次に、松前駅前広場整備の事業計画について質疑があり、令和2年度の基本計画において、事業内容や事業費を検討していきたい。駅舎も改修することになると思うが、その場合には伊予鉄道にどの程度補助するかは他市の状況を参考にしたい。また、駅舎についてはバリアフリー化が必要であるとの答弁がありました。

委員からは、拡幅工事中の浜交差点は事故が多いところである。歩車分離、スクランブル化など、交通事故防止に向けた取組が必要であるとの要望がありました。

次に、木造住宅耐震化促進について、国費、県費が減少し、一般財源が増加した理由について質疑があり、県の計画に基づいて事業を行っている計画が今年度までとなる。令和2年度から県がつくる新たな計画をもとに事業を行うようになり、国の制度が変わることによって国費と県費が減少するとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管については、学校生活支援員の報酬の決め方、予算増になった理由について質疑があり、報酬は町の基準で設定している。増額理由は、人数が増えたことと、令和2年度から会計年度任用職員として任用するため手当等が増えたためであるとの答弁がありました。

次に、教育総務一般管理事業に関して質疑があり、学校用グループウェアサービス利用料の財源は一般財源で、財源内訳のその他の金額はスポーツ振興センターの保護者負担金であるとの答弁がありました。

委員からは、参考資料の事業内容の記載は、複数事業がある場合には、新規事業、継続事業を含めて記載してもらえると分かりやすいとの意見がありました。

次に、学校用グループウェアと校務支援システムとの違いについて質疑があり、グループウェアは、個人のスケジュール管理やメッセージのやりとりを行うもので、校務支援システムは、グループウェアも含めて学校教育全般の事務管理を統合してカバーできるものであるとの答弁がありました。

次に、学校防災教育実践モデル地域研究に関する質疑があり、町内の幼稚園や学校、地域の方と協働で防災について実践的に研究するもので、事業費は50万5,000円である。財源内訳は、報告書で国費となっているが、県費の誤りであるとの答弁がありました。

また、なぜ岡田小学校を拠点校としたのか、来年度以降も継続するのかとの質疑があり、岡田小学校は、重信川が近く、決壊したときの対応が懸念されているためである。県

費のため、連続して受託するのは難しいとの答弁がありました。

また、ほぼ全額が県費で賄われるが、一般財源を支出し、より大規模な事業とすることは考えないかとの質疑があり、原則補助額の範囲内で行うものだが、今後、事業を進めていく中で検討したいとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員に関する質疑があり、支援の対象児童・生徒数は82名で、支援員が増えた理由は対象児童・生徒が増えたためである。教育支援委員会で審議し、介助が必要とされた子どもについて配置しているとの答弁がありました。

次に、教育用コンピュータ借り上げ料に関して、購入した方が安いのではないかとの質疑があり、リース料には小・中学校のタブレットのリースも含まれており、リースの場合は機器のメンテナンスもリース会社の負担となるとの答弁がありました。

今後、リースか買い取りかの検討はするのかとの質疑に対して、リース期間終了時に検討するとの答弁がありました。

また、GIGAスクール構想で1人1台のタブレットを整備する予定だが、コンピュータ借り上げは継続するのかとの質疑があり、タブレットと教育用パソコンは当面並行して設置する考えであるとの答弁がありました。

次に、松前中学校改築工事について、令和元年9月議員全員協議会の資料と比べて令和2年度の金額が1億円増えているのはなぜかとの質疑があり、議員全員協議会の数字は総額の2分の1としていたが、予算計上額は、契約締結に当たり工程を検討し、令和2年度と令和3年度の支払い額の配分が変更になったもので、総額は変更ないとの答弁がありました。

委員からは、大きな金額の変更があった場合は、事前に説明してほしいとの意見がありました。

次に、教育費の前年度との金額差が大きい事業費の理由について質疑があり、小学校の教育振興費の教科用図書採択に伴い、教師用指導書の購入費用で600万円程度の増額、中学校の学校営繕費の北伊予中学校の渡り廊下防水工事で600万円余りの増額、給食センター管理費の高圧受電設備更新工事で600万円程度の増額などであるとの答弁がありました。

次に、学校営繕費の相撲場撤去に関し、相撲場を新しくつくる予定はないかとの質疑があり、現在使用しておらず、学校からの要望もないため、設置する予定はない。今後、学校、児童、保護者からの要望があれば検討したいとの答弁がありました。

次に、社会教育総務費の補助金に関する質疑があり、補助団体からの実績報告、実施計画等を受け、それに見合わせた額を補助している。余剰金が多ければ補助金は減額となると考えているとの答弁がありました。

次に、文化センター一般管理事業の指定管理委託事業に関し、使用料値上げに伴い増収

分がマイナスになると思うが、その金額は加味されているかとの質疑があり、試算としては約36万円の増額となるが、指定管理は5年間の長期継続契約となっていること、使用料は1年前からの申請となっており新料金の対象とならないことなどから、使用料増額分は令和3年度から加味されることになるとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部所管については、社会福祉協議会運営補助金の増額の理由はとの質疑があり、社会福祉協議会の事業である介護保険事業が継続して赤字となったことから、町の補助要綱の満額を補助することとしたためであるとの答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の扶助費は主にどの事業が増額となったか、増額の根拠はとの質疑があり、主に自立支援給付費と障がい児通所給付費が増額になった。増額の根拠は利用者増と考えているとの答弁がありました。

次に、松前保育所及び岡田小学校放課後児童クラブ解体後の利用計画は、解体後の土地はどこかの所有かとの質疑があり、解体後の利用計画は決まっていない。それぞれ町の所有であるが、岡田小学校放課後児童クラブの土地は学校用地であるとの答弁がありました。

次に、認定こども園等保育事業の事業費増は青葉幼稚園によるものかとの質疑があり、当初予算は9月末現在での積算になるため青葉幼稚園は含んでいない。認定こども園の施設数と対象者数が増えたことによるとの答弁がありました。

また、青葉幼稚園分は補正予算で対応するのかとの質疑があり、当初予算を計上するときには、人数が確定していないので、例年、当初予算を9月時点で計上し、その後は給付を見ながら、足りなくなれば補正で対応しているとの答弁がありました。

次に、保育所解体事業にはアスベスト調査費用も含まれているかとの質疑があり、アスベスト調査費用も含まれているとの答弁がありました。

次に、コミュニティバスの乗車数は利用者が少なくても続けるのかとの質疑があり、1便10名ほどの利用があり、月2,500人ほどの方が利用している。高齢者の移動手段として必要な事業だと考えているとの答弁がありました。

また、事業費が1,000万円を超えたのはいつからか、またその理由は、エミフルに寄附の増額交渉は行わないのかとの質疑があり、平成29年度から1,000万円を超えている。理由は、燃料費の上昇や運転手が嘱託の方から正社員になった等がある。寄附はエミフルの覚書で令和4年度までは上限500万円となっているため、その後、交渉していくとの答弁がありました。

次に、空家活用支援の実績について質疑があり、令和元年度の実績はないとの答弁がありました。

これに対し、平成30年度も実績がなかったが、事業の検証は行っているのかとの質疑があり、昨年、まちづくり課が使える家か、貸してもいい家かの整理を行っている。その中から貸してもいいという空家の提示をするよう、事業内容の見直しを考えているとの答弁

がありました。

次に、浄化槽設置整備事業の事業費減の理由はとの質疑があり、実績に合わせて減額しており、浄化槽基数が112基から96基に減少したためであるとの答弁がありました。

次に、伊予地区ごみ処理施設管理組合負担金のバクフィルター更新費用は幾らかとの質疑があり、3億6,300万円であるとの答弁がありました。

これに対し、事業費増の理由はバクフィルター更新によるものか、残りの更新費用は伊予市が出すのかとの質疑があり、事業費増はバクフィルター更新のためである。バクフィルター交換工事費のうち、一部は特定財源として地方債を使う予定で、差し引いた分を人口割等で案分し、伊予市と松前町それぞれの負担金を出しているとの答弁がありました。

次に、廃棄物収集運搬処理事業のその他の財源はごみ袋の販売利益かとの質疑があり、販売利益ではなく、ごみ袋の売上金であるとの答弁がありました。

これに対し、ごみの量も減っていることから、ごみ袋有料化の見直しはしないのか、一般競争入札すれば、収集代が安くなるため、ごみ袋を有料化する必要はないのではとの質疑があり、事業の性質上、一般競争入札にそぐわないものもあるため、今後検討していくとの答弁がありました。

委員からは、伊予市では一般競争入札により長期契約で行っている。松前町でも検討してほしいとの意見がありました。

次に、運転免許自主返納支援事業の報償金について、自主返納者の予定人数を何人で想定しているのか、事業費が減額となっているが、その理由はとの質疑があり、令和元年度の実績人数で計上しており、タクシー初乗り基本料金助成券を167名、私鉄プリペイドカードを145名、JR旅行券交付を5名で計上している。利用者は落ちついてくると見込んでいるとの答弁がありました。

次に、省エネ改修工事について、体育館が予算上限額で計上されているのに対し、文化センターと福祉センターは予算上限額ではない理由はとの質疑があり、体育館は令和元年9月議会で工事契約の議決を得る必要があったため、町で設計した金額を補正計上したが、文化センターと福祉センターはプロポーザルにおいて決定した業者が提示した見積額を計上しているためであるとの答弁がありました。

次に、介護施設開設準備経費助成事業費補助金について、当初補助金はないと聞いていたがとの質疑があり、もともと町の持ち出しのある補助事業としては行っていない。全額国、県の補助金を活用できる場合に利用しており、12月に国が来年度のメニューに新たに加えたものであり、公募の時点では補助金の対象となっていなかったものであるとの答弁がありました。

また、公募要項はどうなっていたかとの質疑があり、町からの助成はない旨記載していたとの答弁がありました。

次に、子育て世代支援相談事業の支援プランはいつ頃、誰が策定するのかとの質疑があり、4月開設のため4月からプランの作成を行う。作成するのは主に保健師が作成し、場合によっては社会福祉士もかかわることになると思うとの答弁がありました。

これに対し、プランはすぐにできるのかとの質疑があり、一人一人のプランになり、開設と同時にできるとの答弁がありました。

次に、予防接種事業が減額となっている理由は、PRはしているのかとの質疑があり、令和元年度に国の風疹追加対策として計上した予算が初めてのことで、大きく見込んでいた。また、予防接種については、実績に基づいた推計により予算計上するようにしていたが、財政見直しもあり、今回は実績額に応じて計上したためである。PRは個別に行っているが、風疹対策については、対象年齢が働き盛りの方であり、なかなか検査に行ってもらえないのが実情である。検査に行けていない方には再度案内を送付しており、3年間継続して受けてもらえるまで引き続き対応していく予定である。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第22号令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を33億6,962万9,000円とするもので、前年度に比べ8,888万8,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億513万7,000円、県支出金が25億3,178万3,000円、繰入金2億5,328万9,000円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費25億747万円、国民健康保険事業費納付金7億6,716万円であります。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億7,057万7,000円とするもので、前年度に比べ2,058万8,000円の増となっております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料3億5,009万3,000円、繰入金1億2,020万円であります。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,749万8,000円、総務費3,252万8,000円です。

審査において、後期高齢者医療広域連合納付金の延滞金を含むとはどういうことかとの質疑があり、徴収した保険料と延滞金を毎月広域連合へ納付しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号令和2年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を27億

4,853万円、介護サービス事業勘定を1,095万5,000円とするものです。前年度に比べ、保険事業勘定は3,196万4,000円の減、介護サービス事業勘定は188万6,000円の増となっています。

審査の過程において、国が介護予防支援事業に力を入れているが、町では何か新しい取組をするのかとの質疑があり、来年度、新しい事業の予定はないが、現在行っているフレイルチェックを行い、介護になる前の状態を水際で食いとめる等、現在行っている事業を継続するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第25号令和2年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億6,404万5,000円、収益的支出4億8,390万7,000円、資本的収入4億5,848万7,000円、資本的支出7億4,485万4,000円とするものです。

審査の過程において、報償費の集金員報酬について質疑があり、新規契約者は口座振替や納付書で支払いをしていただいている。数は減ってきているが、昔から集金をしている契約者が若干名残っているためであるとの答弁がありました。

上水道基幹施設運転管理業務の委託料が前年に比べ1,000万円以上増額している理由について質疑があり、委託は5年間の長期契約で契約の更新年となるためである。人件費等が値上がりしていることにより委託料が増加したものであるとの答弁がありました。

また、委託先の管理会社の業務内容、高額の委託料で外部委託するメリットについて質疑があり、施設の運転管理、水質管理、部品交換など、運営に係る全てに対応してもらっている。高度な運転技術、専門的な知識が必要となっているため、外部委託することにより維持管理を適切に行っている。管理を行う上で資格が必要なものもある。職員には人事異動もあることから、確実に対応ができるよう今後も委託を行いたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第26号令和2年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億6,582万8,000円、収益的支出5億4,222万9,000円、資本的収入4億9,148万4,000円、資本的支出6億8,699万5,000円とするものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第21号から議案第26号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第21号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第26 議案第27号 副町長の選任について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第26、議案第27号副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第27号について提案理由を申し上げます。

松前町副町長升田年紀氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となるため、後任の副町長に徳居芳之氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものです。

参考として、本人の経歴を添付しておりますので、御一覧ください。

御審議の上、御同意をいただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

ただいま同意しました徳居芳之さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらく

お待ちください。

〔徳居芳之氏 入場〕

○議長（加藤博徳） 徳居芳之さんの挨拶をお願いいたします。

○徳居芳之氏 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいまの副町長選任の御同意は身に余る光栄であり、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いであります。もとより微力ではございますが、岡本町長のもと、全職員と心を一つにして、松前町の更なる発展と町民の皆様の信頼と期待に応えられるよう全力で取り組む決意です。

議長をはじめ議員の皆様方には、格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 徳居芳之さんの挨拶を終わります。

〔徳居芳之氏 退場〕

~~~~~

日程第27 議案第28号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第27、議案第28号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第28号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員郷田智成氏の任期が令和2年3月17日をもって満了となるため、改めて同氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第28 議案第29号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第8号) (上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第28、議案第29号令和元年度松前町一般会計補正予算第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第29号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書3ページをお開きください。

令和元年度松前町一般会計補正予算第8号は、国のGIGAスクール構想における校内情報通信ネットワーク整備事業の国庫補助金が減額内定となり、地方債等を増額する必要が生じたため、事業費の財源内訳及び地方債を補正するものです。

内容につきましては、住田学校教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 住田学校教育課長。

○学校教育課長(住田民章) 補正予算の内容について御説明をいたします。

参考資料の1ページをお開きください。

国のGIGAスクール構想における校内情報通信ネットワーク整備事業の補助金額が、申請額5,197万5,000円から1,618万1,000円減額し、3,579万4,000円とする内定通知があったため、事業費の財源内訳及び地方債を補正するものです。

補正予算の内容は、国庫補助金が補正前5,197万5,000円から1,618万1,000円減の3,579万4,000円、町債が補正前5,190万円から1,610万円増の6,800万円、一般財源が補正前7万5,000円から8万1,000円増の15万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案どおり可決されました。

本年3月31日をもって退職される升田年紀副町長から挨拶の申し出がありますので、これを認めます。

升田副町長。

○副町長(升田年紀) 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、町職員として、また副町長として、長年にわたりまして大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

特に、最後の4年間は副町長という大役を務めさせていただき、岡本町政の推進に多少なりとも役立つことができたかなと思う点、力不足のため、職責を十分果たせなかったというふうに思う点、ともにございますが、皆さんから御指導や御支援を賜り、任期を終えることができ、感謝いたしております。

松前町にはまだまだ多くの課題がございますが、先ほど議決をいただきました第5次松前町総合計画に基づき、着実に発展することを願っております。

皆様方には、健康に十分留意され、松前町発展のため、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○議長(加藤博徳) 升田年紀副町長の挨拶を終わります。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町議会委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和2年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、令和2年度当初予算をはじめ、提案させていただきました全ての議案について議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後、町政運営に十分配慮してまいります。

3月4日に隣接の松山市内で新型コロナウイルス感染者が発生したことから、同日、松前町新型コロナウイルス警戒本部を設置し、新型コロナウイルス感染予防を総合的に推進しているところであります。

集団感染のリスクを排除するため、町内小・中学校を休校としているほか、公共施設においても使用停止、もしくは利用制限を行っています。

また、町内のイベント等につきましても、規模の縮小、延期、または中止することとしており、例年4月23日に開催している義農祭は、ふる里市等のイベントを中止し、式典のみに規模を縮小して開催することといたしました。

ただし、今後の状況によりましては、この式典も含めて中止する場合もございます。これらの情報は町のホームページに掲載をしておりますので、御確認ください。

終わりに、議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底に努めるとともに、バランスのよい食事や十分な休養をとるなど、体調管理に気をつけていただき、また可能な限り不要不急の外出は控え、感染拡大防止に努めていただきますようお願い申し上げますとともに、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和2年松前町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後0時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎